

建築工事標準仕様書

(水再生センター・ポンプ所用)

令和8年4月

東京都下水道局

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
1. 1. 1 適用範囲等	1
1. 1. 2 用語の定義	3
1. 1. 3 疑義に対する協議等	7
1. 1. 4 監督員の権限	8
1. 1. 5 ワンデーレスポンス	8
1. 1. 6 ウィークリースタンス	8
1. 1. 7 設計図書の照査等	9
1. 1. 8 工事用地等の使用	9
1. 1. 9 受注者相互の協力	10
1. 1. 10 調査・試験に対する協力	10
1. 1. 11 条件変更等に伴う関係資料の作成	12
1. 1. 12 工事の一時中止	12
1. 1. 13 警報発表による工事中止	13
1. 1. 14 契約解除権の行使に伴う措置	13
1. 1. 15 工期変更	13
1. 1. 16 出来形数量の算出	14
1. 1. 17 部分使用	15
1. 1. 18 履行報告及び提出書類	15
1. 1. 19 日雇労働者の雇用	15
1. 1. 20 環境対策	16
1. 1. 21 文化財その他の埋蔵物	22
1. 1. 22 諸法令等の遵守	22
1. 1. 23 官公署等への手続等	27
1. 1. 24 不可抗力による損害	28
1. 1. 25 特許権等	29
1. 1. 26 保険の加入及び事故の補償	29
1. 1. 27 環境技術の適用	30
1. 1. 28 ICT等の活用	30
1. 1. 29 情報セキュリティ対策	30
1. 1. 30 情報共有システムの活用	30
1. 1. 31 建設現場における遠隔臨場の取組	31
1. 1. 32 週休2日の対応	31
1. 1. 33 石綿含有建材の調査	31

1. 1. 34	創意工夫	3 2
1. 1. 35	猛暑への対応	3 2
1. 1. 36	熱中症予防対策	3 2
第2節	着 手	3 3
1. 2. 1	支障物件処理	3 3
1. 2. 2	工事説明会等	3 3
1. 2. 3	準備作業	3 3
1. 2. 4	工事現場のイメージアップ	3 4
1. 2. 5	施工計画書	3 4
第3節	施工管理	3 4
1. 3. 1	現場代理人、監理技術者及び主任技術者	3 4
1. 3. 2	工事測量	3 5
1. 3. 3	工事実績情報の作成、登録	3 6
1. 3. 4	工事の下請負	3 7
1. 3. 5	不当介入に対する通報報告	3 7
1. 3. 6	現場体制	3 7
1. 3. 7	施工体制台帳等	3 8
1. 3. 8	工程管理	3 8
1. 3. 9	施工図等	3 8
1. 3. 10	施工管理	3 8
1. 3. 11	施工時期及び施工時間の変更	4 0
1. 3. 12	建設副産物対策	4 0
1. 3. 13	過積載の防止	4 4
1. 3. 14	後片付け	4 5
1. 3. 15	工事記録写真	4 6
1. 3. 16	ISO9001適用工事	4 6
1. 3. 17	契約後V E対象工事	4 6
第4節	安全管理	4 6
1. 4. 1	工事中の安全対策	4 6
1. 4. 2	施設管理	5 0
1. 4. 3	地震警戒宣言の発表に伴う措置	5 0
1. 4. 4	爆発及び火災の防止	5 0
1. 4. 5	事故防止	5 1
1. 4. 6	交通誘導警備員の適切な運用	5 3
1. 4. 7	事故時の措置及び報告	5 4
1. 4. 8	室内空気汚染対策等	5 4

第5節	監督員による確認、立会い等	5 4
1. 5. 1	監督員による確認、立会い等	5 4
1. 5. 2	工事関係者に対する措置請求	5 5
第6節	検 査	5 5
1. 6. 1	工事完了検査	5 5
1. 6. 2	既済部分検査	5 6
1. 6. 3	中間検査	5 7
1. 6. 4	完 了	5 8
1. 6. 5	完了図等	5 8
第2章	材 料	5 9
第1節	工事材料の品質	5 9
2. 1. 1	環境への配慮	5 9
2. 1. 2	工事材料の品質等	5 9
2. 1. 3	工사용器材製作者の指定	6 1
第2節	工事材料の検査	6 3
2. 2. 1	工事材料の検査	6 3
2. 2. 2	材料の検査に伴う試験	6 3
第3節	工事現場発生品(材)	6 4
2. 3. 1	発生品(材)の引渡し	6 4
第3章	工事一般	6 5
第1節	共通事項	6 5
3. 1. 1	仮設工	6 5
3. 1. 2	電力・用水設備工	6 5
3. 1. 3	防塵対策工	6 6
3. 1. 4	足場等設置工	6 6
3. 1. 5	仮囲工	6 7
3. 1. 6	標識その他	6 7
3. 1. 7	埋設表示	6 8
付 則		
付則ー1	工事記録写真撮影要領	7 1
付則ー2	IS09001適用工事(建築工事)	9 7
付則ー3	契約後VE対象工事	1 0 1
付則ー4	建築工事電子成果品作成要領	1 0 3
付則ー5	工事現場の震災対策について	1 0 9

参 考

工事請負契約書	1 1 7
S I 单位换算表	1 3 9

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 1. 1 適用範囲等

(1) 適用範囲

この「建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）」（以下「標準仕様書」という。）は、「東京都下水道局契約事務規程」（昭和41年東京都下水道局管理規程第33号）第37条第1項の規定に基づき、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する水再生センター及びポンプ所工事のうち、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事及びこれらに係る改修工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る工事請負契約書及び約款（頭書きを含み以下「契約書」という。）並びに設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るため、「東京都下水道局工事施行規程」（昭和44年東京都下水道局管理規程第8号）第11条に規定する標準仕様書として定めているものである。

(2) 優先順位

全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次のアからカまでの順のとおりとする。

また、これにより難い場合は、「1. 1. 3 疑義に対する協議等」による。

ア 質問回答書

イ 特記仕様書

ウ 図面（図面特記仕様書を含む。）

エ 標準仕様書及び当局が定める土木工事標準仕様書、設備工事標準仕様書等

オ 「表1.1-1」に掲げる仕様書等

カ 「東京都建築工事標準仕様書」

「東京都機械設備工事標準仕様書」

「東京都電気設備工事標準仕様書」

表1.1-1 適用する仕様書等

工 事 種 別	仕 様 書 名
建 築 工 事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」及び「建築工事標準詳細図」
建 築 機 械 設 備 工 事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」
建 築 電 気 設 備 工 事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」
建 築 改 修 工 事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)」

(3) 施工管理体制の遵守

受注者は、標準仕様書の適用に当たっては、「建設業法」(昭和24年法律100号)第18条の定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。

(4) 設計図書の相違事項

特記仕様書と図面との間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受注者は監督員に確認し、指示を受けなければならない。

(5) 用語の読替え

設計図書に記載している各種仕様書、ガイドライン、要領、方針等について、文中に記載の「請負者」の表記については、「受注者」と読み替える。

(6) S I 単位

設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非 S I 単位が併記されている場合は () 内を非 S I 単位とする。

1. 1. 2 用語の定義

この標準仕様書において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 監督員

「監督員」とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに現場監督業務の掌理を行う者で、契約書に基づき当局が通知した者をいう。

(2) 受注者

「受注者」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。

(3) 契約図書

「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

(4) 設計図書

「設計図書」とは、「1. 1. 1 適用範囲等」 (2) アからカまでをいう。

(5) 仕様書

「仕様書」とは、各工事に共通する標準仕様書及び工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

(6) 標準仕様書

「標準仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

(7) 特記仕様書

「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

(8) 図面

「図面」とは、入札に際して当局が示した設計図及び当局から変更又は追加された設計図をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

(9) 指示

「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

(10) 承諾

「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督員と受注者とが書面により同意することをいう。

(11) 協議

「協議」とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者とが対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。

(12) 提出

「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(13) 提示

「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員又は検査員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

(14) 報告

「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

(15) 通知

「通知」とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

(16) 連絡

「連絡」とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第17条（条件変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

(17) 書面

「書面」とは、施工計画書等の提出書類をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したもの、又は、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告及び通知が行われたものを有効とする。

緊急を要する場合は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書類と差し替えるものとする。

なお、関係規定等で書面又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面と取り扱う。

(18) 確認

「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(19) 立会い

「立会い」とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(20) 段階確認

「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

(21) 工事検査

「工事検査」とは、検査員が契約書第30条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）及び第39条（一部完了）に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

(22) 検査員

「検査員」とは、「東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程」（昭和41年下水道局管理規程第34号）第29条又は第29条の2第1号により指定を受けた者で、契約書の規定により、工事検査及び工事材料（機器を含む。）検査を行う者をいう。

(23) 施工図等

「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。

(24) 工事

「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。

(25) 本体工事

「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

(26) 仮設工事

「仮設工事」は、各種の仮工事であって、工事の施工及び完了に必要なとされるものをいう。

(27) 工事区域

「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

(28) 工期

「工期」とは、契約確定の日の翌日から契約図書に明示した日数（「東京都の休日に関する条例」（平成元年東京都条例第10号）第1条に規定する東京都の休日を除く。）を累積して得られた日までの期間をいう。

(29) 現場

「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

(30) J I S

「J I S規格」とは、日本産業規格をいう。

(31) J A S

「J A S」とは、日本農林規格をいう。

(32) J A S S

「J A S S」とは、「建築工事標準仕様書」（日本建築学会）をいう。

(33) S I

「S I」とは、国際単位系をいう。

(34) 現場発生品

「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じた物で、その所有権は当局に帰属する。

(35) 工事記録写真

「工事記録写真」とは、工事着手前及び工事完成又は施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所

状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害状況等を付則一「工事記録写真撮影要領」に基づき撮影したものをいう。

(36) 工事帳票

「工事帳票」とは、当局が別途定める「受注者等提出書類基準」に基づき作成した定型様式の資料、定型様式に添付して提出される非定型の資料、品質管理資料及び出来形管理資料等をいう。

(37) 工事完成図書

「工事完成図書」とは、工事完成時に納品する、完了図、工事記録写真及び工事帳票等の成果品をいう。

(38) 電子成果品

「電子成果品」とは、電子的手段によって当局に納品する成果品となる電子データをいう。

(39) 電子納品

「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

(40) 情報共有システム

「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

(41) 天災等

「天災等」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。

(42) 同等以上の品質

「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定が無い場合、当局が承認した試験機関で確認を得た品質若しくは当局が承諾した品質をいう。

**1. 1. 3
疑義に対する
協議等**

受注者は、契約書の規定に基づく条件変更等によるほか、設計図書の規定に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合な場合は、監督員と協議しなければならない。

1. 1. 4

監督員の権限

(1) 監督員

契約書第8条（監督員）第1項の規定に基づき、当局が定める当該工事の監督員は次のとおりとする。

- ア 総括監督員
- イ 総括監督員補佐
- ウ 担当監督員
- エ 副監督員

(2) 監督員の権限

ア 工事における監督員の権限は、契約書第8条（監督員）第2項に定める事項である。

イ 監督員が行う受注者に対する契約上の権限の行使、又は義務の履行については、いずれの監督員も受注者に対して行うことができる。

ウ 監督員がアに掲げる権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を伝えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、監督員と受注者との両者において書面等により指示内容等を確認するものとする。

(3) 受注者の権限

受注者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は副監督員に対して行うものとし、副監督員が不在又は欠けた場合は総括監督員補佐に対して行うものとし、総括監督員補佐が不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。

1. 1. 5

ワンデーレスポンス

監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、その日のうちに、あるいは適切な期限までに回答することをいう。

1. 1. 6

ウィークリースタンス

監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努め

1. 1. 7
**設計図書の
照査等**

ることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

(1) 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図又は電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販又は公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

(2) 設計図書の精査

受注者は、施工前及び施工途中において、当局が定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、自らの負担により契約書第17条（条件変更等）第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は、従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第18条（設計図書の変更）によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

(3) 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又はその内容について伝達してはならない。

1. 1. 8
**工事用地等の
使用**

(1) 工事用地等の維持・管理

受注者は、当局から使用許可又は提供を受けた工事用地等を、善良な管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

(2) 監督員詰所の設置

受注者は、監督員詰所及び監理事務所を設置し、事務処理に必要な備品を備えなければならない。ただし、工事規模等により当局がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

(3) 第三者からの用地調達

受注者は、工事の施工に必要な土地等を第三者から借用又は買収

したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

(4) 用地等の返還

受注者は、(1)に定める工事用地等の使用終了後は設計図書の設定又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに当局に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求したときも遅滞なく発注者に返還しなければならない。

(5) 復旧費用の負担

当局は、(1)に定める工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。

この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して、当局に異議を申し立てることができない。

(6) 用地の使用制限

受注者は、当局から使用許可又は提供を受けた工事用地等を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1. 1. 9

受注者相互の 協力

受注者は、契約書第2条(関連工事の調整)の規定により、隣接工事又は関連工事(分離発注した躯体若しくは仕上げ又は建築設備工事、土木工事、プラント設備工事等)の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者による関連工事が同時に施工される場合にも、これらの関係者と相互に協力しなければならない。

1. 1. 10

調査・試験に 対する協力

(1) 調査及び試験への協力

受注者は、当局が自ら、又は当局が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容を事前に受注者に通知するものとする。

また、対象工事の一部を他の者に請け負わせる(以下「下請負」といい、当該工事を「下請工事」という。)契約を締結する場合に受注

者は、下請工事の受注者（以下、「下請負者」といい、下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。）が（１）から（６）までに定めるものと同様の協力をするよう定めなければならない。

（２）公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が当局の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、次に掲げる事項に協力をしなければならない。また、工期終了後においても同様とする。

ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出すること

イ 調査票等を提出した事業所を、当局が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合の、その実施

ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日ごろより使用している現場労働者の賃金時間を管理すること。

（３）諸経費動向調査等

受注者は、当該工事が当局の実施する諸経費動向調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。

また、工期終了後においても同様とする。

（４）施工合理化調査等

受注者は、当該工事が、当局の実施する施工合理化調査等、施工に係る実態調査の対象となった場合には、調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力をしなければならない。

また、工期終了後においても同様とする。

（５）低入札価格調査

受注者は、当該工事を当局が設定している調査価格を下回る価格で落札した場合、低入札価格調査に協力をしなければならない。

また、工期終了後においても同様とする。

（６）独自の調査・試験等を行う場合の処理

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験の結果を公表する場合、事前に当局に説明し、承諾を得なければならない。

1. 1. 11

条件変更等に 伴う関係資料 の作成

受注者は、契約書第17条（条件変更等）に基づき監督員に条件変更等の確認を請求する場合、あらかじめ関連資料を作成し監督員に提出しなければならない。

1. 1. 12

工事の一時中 止

（1）一時中止

当局は、契約書第19条（工事の中止）の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ書面をもって受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

ア 埋蔵文化財の調査及び発掘の遅延又は新たな埋蔵文化財の発見により、工事の続行が不適當又は不可能となった場合

イ 関連工事等の進捗が遅れた場合

ウ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

エ 契約書第15条（工事用地の確保等）に規定する工事用地等が確保できない場合

オ 契約書第17条（条件変更等）に規定する事実確認の結果等により、設計図書の訂正、変更等が必要になった場合

なお、受注者は、天災等による工事の中止期間に、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、適切に対応しなければならない。

（2）当局の中止権

当局は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

（3）基本計画書の作成

受注者は、（1）又は（2）の場合において、施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を当局に提出し、承諾を得るものとする。ただし、猛暑による作業の一時的な中止を行った場合は、基本計画書の作成は不要であり、一時的な中止を行った作業、日時が分かる資料（日報等）を発注者に提出することとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

基本計画書の記載内容については、「工事請負契約設計変更ガイドライン」によるものとする。

なお、一部一時中止等で工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。

1. 1. 13 警報発表による 工事中止

受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に、大雨、洪水、暴風警報が発表された場合には、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。

また、大雨及び暴風特別警報が発表された場合は、工事中止を継続し、直ちに当該工事の従事者の生命を守る対応を取らなければならない。

1. 1. 14 契約解除権の 行使に伴う措 置

受注者は、契約書第45条（受注者の解除権）第1項に基づき工事請負契約を解除する場合は、工事現場の保安措置、地元住民及び関係機関との調整等必要な期間をおいてから行わなければならない。

1. 1. 15 工期変更

(1) 事前協議

契約書第14条（支給材料、貸与品及び発生品）第7項、第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第1項、第17条（条件変更等）第5項、第18条（設計図書の変更）、第19条（工事の中止）第3項、第20条（受注者の請求による工期の延長）、第21条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項及び第40条（前払金等の不払に対する工事中止）第2項に基づく工期の変更について、契約書第22条（工期の変更等）の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認（以下「事前協議」という。）し、監督員は、その結果を受注者に通知するものとする。

(2) 設計図書の変更等による工期変更

受注者は、契約書第17条（条件変更）第5項及び第18条（設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

(3) 工事の一部中止による工期変更

受注者は、契約書第19条（工事の中止）に基づき工事の全部又は一部の施工が一時中止となった場合、（1）に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

(4) 工期の延長

受注者は、契約書第20条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の延長を求める場合は、（1）に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

なお、熱中症に伴う工期延伸については下水道局ホームページを参照すること。

https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/gesui/2_necchusho_gesui

(5) 工期の短縮

受注者は、契約書第21条（発注者の請求による工期の短縮等）に基づき工期の短縮を求められた場合、（1）に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1. 1. 16

出来形数量の 算出

(1) 出来形測量の実施

受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。

なお、対象については監督員と協議する。

(2) 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時まで監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、発注者が別途定める土木工事施工管理基準を満たしていれば、出来形数量は設計数量と

する。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

1. 1. 17 部分使用

(1) 工事目的物の部分使用

当局は、受注者の承諾を得て、工事目的物を部分使用することができる。

(2) 部分使用に伴う検査

受注者は、当局が契約書第33条（部分使用）に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、検査員又は監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む。以下同じ。）を受けなければならない。

1. 1. 18 履行報告及び 提出書類

(1) 履行報告

受注者は、契約書第10条（履行報告）に基づき、履行状況を監督員に報告しなければならない。

(2) 提出書類

受注者が提出する工事施工に係る提出書類の様式及び提出時期は、別途定める「受注者等提出書類基準」（以下「所定の様式」という。）による。

なお、電子データによる提出が可能な書類については、付則一4「提出書類の電子化について」の「提出書類一覧」によること。

ただし、工事損害補償については、別途定める「損害補償実務の手引」によるものとし、定めのない様式については監督員の提示するものとしなければならない。

1. 1. 19 日雇労働者の 雇用

(1) 日雇労働者の雇用

受注者は、工事の施工に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年7月23日付51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努めなければならない。

(2) 公共事業遵守証明書

前号の要綱を適用した工事の工事完了届には、同要綱による「公共事業遵守証明書」を添付しなければならない。ただし、公共事業施行通知書により雇用予定数がないと認定された事業については、公共

職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの収受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しを公共事業遵守証明書の代わりに添付しなければならない。

（3）無技能者の雇用

受注者は、無技能者を必要とする場合、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者を差引いた人員とする。

1. 1. 20

環境対策

（1）関係法令等の遵守

受注者は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）、その他関係法令等を遵守し、当該工事の施工に伴って生ずる環境への負担の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都知事が行うこれらに関する施策に協力しなければならない。

（2）環境保全

受注者は、「建築基準法」、「建設リサイクル法」、「環境基本法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）、「土壌汚染対策法」、「資源有効利用促進法」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）、「石綿障害予防規則」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」その他関係法令に従い、工事現場及び周辺環境の保全に努めなければならない。

なお、騒音及び振動調査を行う場合は、「土木工事標準仕様書」（東京都下水道局）の付則－8「騒音及び振動調査要領」に従い調査するものとする。

（3）環境対策

受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもつ

てその対応に当たり、対応内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わすなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

(4) 工作物等の機能保全

受注者は、現場及び周辺の地上・地下の工作物、樹木、井戸等の損失又は機能低下をきたさないように事前調査を行い、管理者又は所有者と協議し必要な処置を講じなければならない。

(5) 応急措置

受注者は、工事の影響によって第三者の家屋及びその他の工作物等に損傷が発生した場合は、監督員に報告するとともにその損傷が第三者の日常生活又は営業等に著しい支障を与えているときは、速やかに応急措置を講じてその支障を取り除かなければならない。

なお、応急措置の費用は受注者の負担とする。

(6) 第三者への損害

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下及び地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、当局「土木工事標準仕様書」の第5章「工事損害補償」に従い、第三者に対して和解成立まで誠意をもって対応しなければならない。

(7) 廃棄物等の焼却禁止

受注者は、現場から発生した全ての廃棄物等（事務所ごみ、包装材、木くず、雑木、草等）を、関係法令に適合した焼却設備を使用せずに焼却（以下「野外焼却」という。）してはならない。

ただし、関係法令による野外焼却の禁止の例外となる焼却（軽微なたき火、病虫害に侵された伐採木等の焼却等）はこの限りでない。この場合においても、悪臭や煙害等が発生しないように周辺的生活環境にできる限り配慮するとともに、廃タイヤやビニール等の焼却を行ってはならない。

(8) アイドリング・ストップ

受注者は、自動車等を運転するものに対して、荷待ち等で駐・停車するときは、エンジンを停止（アイドリング・ストップ）するように指導しなければならない。

(9) 環境により良い自動車の利用

自動車を使用し、又は利用する場合は、「都民の健康と安全を確保

する環境に関する条例」の規定に基づき、次の事項を遵守する。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車とすること。

ウ 非ガソリン車(燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車)又は低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努めること。

エ エコドライブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を受けた事業者の車両の使用又は利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(10) 軽油の使用

ア 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする特定自動車を使用する場合は、規格(JIS)に適合した軽油を使用しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

イ 当局が行う軽油採取調査において、監督員が建設機械等から燃料を採取する場合、当局は調査の主旨や燃料の採取の作業方法等を事前に受注者に周知し、受注者の協力を求めることとする。

なお、燃料採取を行う日時等は事前に受注者に通知せず、原則打ちで行うとともに、燃料採取は、必ず当局及び受注者の立会いの下で行う。

(11) 排出ガス対策型建設機械(一般工事中用建設機械)

受注者は、工事の施工に当たり「表1.1-2 一般工事中用建設機械」に掲げる一般工事中用建設機械を使用する場合は、次の事項のいずれかに該当する建設機械を使用しなければならない。

ア 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)(以下「規制等に関する法律」という。)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車

イ 「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）又は、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付国総施第215号）（以下「指定要領、規程」という。）に指定された排出ガス対策型建設機械

ウ 排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」、又はこれと同等の開発目標で実施された「建設技術審査証明事業」（以下「評価制度、審査証明事業」という。）により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械

表1.1-2 一般工事用建設機械

機 種	備 考
①バックホウ	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5~260kW以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。
②トラクタショベル（車輪式）	
③ブルドーザ	
④発動発電機（可搬式）	
⑤空気圧縮機（可搬式）	
⑥油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)	
⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	
⑧ホイールクレーン	

また、「表1.1-3 一般工事用建設機械（第2次基準値）」の①に示す機種については第2次基準値の機種の使用を原則とし、②に示す機種については、第2次基準値の使用に努める。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

表1.1-3 一般工事用建設機械（第2次基準値）

機種名称
①モータグレーダ ブレード幅3.1m
②小型バックホウ クローラ型 山積0.11m ³ [第2次基準値] バックホウ クローラ型 山積0.8 m ³ [第2次基準値] クレーン機能付バックホウ 山積0.8 m ³ [第2次基準値]

(12) 騒音振動の防止

受注者は、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）等に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう、適切な公害防止の措置を講ずるとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等を守り、また、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日付建設省機発第58号の2）を参考にして、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

(13) 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、表1.1-4に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日付建設省告示第1536号）に基づき低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用しなければならない。

表1.1-4 低騒音型・低振動型建設機械

(低騒音型)
①バックホウ
②クラムシエル
③トラクタショベル
④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン
⑤油圧式杭圧入引抜機・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭抜機
⑥アースオーガ
⑦オールケーシング掘削機
⑧アースドリル

⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ ⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機
(低振動型)
① バイブロハンマ

(14) 低騒音・低振動型建設機械の使用促進

受注者は、(11)において第2次基準値に適合しているものとして指定された排出ガス対策型建設機械及び(13)の表1.1-3に掲げる機種以外(低騒音型:ブルドーザ、バイブロハンマ、コンクリートカッター等、低振動型:バックホウ)の低騒音型・低振動型建設機械については、普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めなければならない。

(15) 超低騒音型建設機械の使用促進

受注者は、(13)及び(14)で指定されている建設機械については、超低騒音型建設機械の普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めなければならない。

(16) 建設機械の協議

受注者は(11)及び(13)により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

(17) 使用した建設機械の報告

受注者は、(11)の場合においては、当該建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。

(18) 特別品目等の使用

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年法律第100号)及び「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)に基づき策定された「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(東京都)で定める特別品目等について次のア及びイに従い、使用を積極的に推進するものとする。

ア 一般事項

受注者は、設計図書で指定する特別品目等は、原則として使用し

なければならない。

イ 特別品目等の検討

受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない資材等においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。

なお、特別品目等が使用可能かは、資材等の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討し、その使用に当たっては、事前に監督員の承諾を受けること。

(19) 六価クロム溶出試験

受注者は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」（国土交通省）に基づき事前の調査を十分に行い、安全かつ適正な施工を行わなければならない。

なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。

(20) 石綿等の飛散防止措置

受注者は、吹付け石綿及び石綿を含む建設材料を使用した施設の解体又は改修工事を施工する場合、関係法令「石綿障害予防規則」（以下「石綿則」という。）、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守し、石綿が飛散しないよう必要な措置を講じなければならない。

(21) 環境管理活動への協力

受注者は、当局が行う環境マネジメントシステムによる環境管理活動に協力し、施工場所における業務や施工管理等の諸活動において、環境に十分配慮する。

1. 1. 2 1

文化財その他の埋蔵物

工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。

また、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

1. 1. 2 2 諸法令等の 遵守

(1) 諸法令の遵守

受注者は、工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。

(2) 諸法令の適用

適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用しなければならない。なお主な法令は次に示すとおりである。

- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）
- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
（昭和 51 年法律第 33 号）
- 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
- 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
- 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）
- 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）
- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

- 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
- 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）
- 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
- 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）
- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）
- 水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
（昭和 45 年法律第 136 号）
- 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
（平成 12 年法律第 104 号）
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（平成 12 年法律第 127 号）
- 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年法律第 42 号）

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
(平成 12 年東京都条例第 215 号)
(旧)東京都公害防止条例 (昭和 44 年東京都条例第 97 号)
- 都市公園法 (昭和 31 年法律第 97 号)
- 土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
- 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号)
- 海上交通安全法 (昭和 47 年法律第 115 号)
- 海上衝突予防法 (昭和 52 年法律第 62 号)
- 船員法 (昭和 22 年法律第 100 号)
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和 26 年法律第 149 号)
- 船舶安全法 (昭和 8 年法律第 11 号)
- 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)
- 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(平成 12 年法律第 100 号)
- 河川法施行法 (昭和 39 年法律第 168 号)
- 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号)
- 漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号)
- 空港法 (昭和 31 年法律第 80 号)
- 計量法 (平成 4 年法律第 51 号)
- 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- 航路標識法 (昭和 24 年法律第 99 号)
- 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- 職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)
- 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)
- 船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)
- 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)
- 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
- 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等
に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(昭和 44 年法律第 84 号)
- 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)

- 肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）
- 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律
（平成 17 年法律第 18 号）
- 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）
- 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
（平成 17 年法律第 51 号）
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（平成 15 年法律第 58 号）
- 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
（平成 18 年法律 91 号）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
（平成 13 年法律第 64 号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
（昭和 54 年法律第 49 号）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律
（平成 28 年法律第 111 号）
- ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律
（平成 27 年法律第 42 号）
- 東京都給水条例（昭和 33 年東京都条例第 41 号）
- 東京都建築安全条例（昭和 25 年 12 月 7 日 条例第 89 号）
- 産業標準化法（昭和 39 年法律第 168 号）

**1. 1. 23
官公署等への
手続等**

(3) 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、当局に及ばないようにしなければならない。

(4) 不適當な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが(2)の諸法令に照らし不適當であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。

(1) 届出手続の時期

工事の着手、施工及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

(2) 監督員への事前報告

受注者は(1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告すること。

(3) 費用負担

関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに要する費用を負担する。

(4) 諸手続の提示、提出

受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。

(5) 許可承諾条件の遵守

受注者は、許可承諾に条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

(6) コミュニケーション

受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(7) 苦情への対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

1. 1. 24
不可抗力による損害

(8) 関係者との交渉

受注者は、国、都、区市町村その他関係公共団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。

受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては、誠意をもって対応しなければならない。

(9) 交渉内容の明確化

受注者は、(1) から (8) までの交渉等の内容を、後日紛争とならないよう文書で確認するなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(1) 工事災害の報告

受注者は、災害発生後、直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 28 条（天災その他不可抗力による損害）の適用を受けると思われる場合には、速やかに損害の発生を書面により監督員に報告しなければならない。

(2) 設計図書で定めた基準

契約書第 28 条（天災その他不可抗力による損害）第 1 項に定める「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の事項に掲げるものをいう。

ア 波浪、高潮に起因する場合

想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められるとき

イ 降雨に起因する場合（次のいずれかに該当する場合とする。）

(ア) 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上のとき

(イ) 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上のとき

(ウ) 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上のとき

(エ) その他設計図書で定めた基準のとき

ウ 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m/秒以上あったとき

エ 地震、津波、豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められるとき

(3) 不可抗力とならないもの

契約書第 28 条（天災その他不可抗力による損害）第 2 項の「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 25 条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものをいう。

1. 1. 25 特許権等

(1) 事前協議

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第 7 条（特許権等の使用）に基づき当局に求める場合、権利を有する第三者の使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

(2) 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願、権利の帰属等については、当局と協議しなければならない。

(3) 著作権法に規定される著作物

当局が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号の著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前号の規定により出願及び権利等が当局に帰属する著作物については、当局はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1. 1. 26 保険の加入及び事故の補償

- (1) 「雇用保険法」（昭和 49 年法律第 116 号）、「労働者災害補償保険法」（昭和 22 年法律第 50 号）、「健康保険法」（大正 11 年法律第 70 号）及び「厚生年金保険法」（昭和 29 年法律第 115 号）に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。
- (2) 雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償を行う。

(3) 建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1か月以内（電子申請方式による場合は、原則40日以内）に発注者に提出する。

(4) 工事完了後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示する。

また、掛金充当実績総括表の確認に際し、監督員から請求があった場合は、速やかに就労状況報告書や工事別共済証紙受払簿（電子申請方式による場合は、掛金充当書（工事別））等を提示する。

(5) 「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識は、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する。

1. 1. 27

環境技術の適用

工事の施工に当たっては、地球環境保全のため省エネルギー及び再生可能エネルギー等に関する技術の適用に努めなければならない。

1. 1. 28

ICT等の活用

受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督員と協議の上、ICTやBIM/CIM等の取組により3次元データを活用することができる。

1. 1. 29

情報セキュリティ対策

受注者は、工事の施行に当たり、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」（令和7年3月28日付）に基づき、当局が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、下水道施設の情報セキュリティ管理に万全を期さなければならない。

1. 1. 30

情報共有システムの活用

情報共有システムとは、当局及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

情報共有システムの利用に当たっては、『情報共有システム実施要領』の内容に従い実施するものとする。

実施要領は、東京都下水道局ホームページから入手できる。

(<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/kouji/jouhoukyouyu-system>)

1. 1. 3 1

建設現場における遠隔臨場の取組

遠隔臨場は、受発注者の作業効率化を目的として、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「施工状況の確認」、「工事材料の検査」、「中間検査」と「立会い」を行うものである。

なお、遠隔臨場は、監督員と協議の上、『建設現場の遠隔臨場に関する実施要領』の内容に従い実施するものとする。

実施要領は、東京都下水道局ホームページから入手できる。

(<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/kouji/enkaku-rinjo>)

1. 1. 3 2

週休2日の対応

週休2日制の確保については、『下水道局「週休2日制確保工事」実施要領』の内容に従い実施するものとする。

実施要領は、東京都下水道局ホームページから入手できる。

(<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/kouji/syukyu2tsuka>)

1. 1. 3 3

石綿含有建材の調査

あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

- (1) 「石綿障害予防規則」第8条に基づく、改修工事又は解体工事における、対象工作物その他の施設等の石綿含有建材の使用状況等の発注者からの通知は、特記仕様書による。
- (2) 事前調査は、工事目的物の施工範囲の全ての箇所において、石綿含有建材の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。）を既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により実施し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出及び説明するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。
また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。
- (3) 調査の結果、材料の石綿含有が判明しない場合は、設計図書で定めのある場合を除き、監督員との協議による。

なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」（令和3年12月22日基発1222第17号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は特記仕様書による。

- (4) (2)の事前調査及び(3)の分析調査は、それぞれ厚生労働大臣が定め

るものが行う。

- (5) 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。
- (6) 石綿含有建材の有無にかかわらず、関係法令等に基づき、事前調査結果を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示する。

1. 1. 34

創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完了時まで監督員に提出することができる。

1. 1. 35

猛暑への対応

- (1) 受注者は、WBGT（湿球黒球温度）の値が31以上（環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」にて暑さ指数を危険レベルとしている値）の場合、作業日又は前日に熱中症（特別）警戒アラートが発表された場合、作業の一時的な中止を行うことができる。
- (2) 上記（1）より、受注者の判断として作業の一時的な中止を行い、工程の見直しを行ったにも関わらず、工期内で工事等を完了することができないことが明らかになった場合、一時的な中止を行った作業、日時が分かる資料（日報・月報等の既存資料）を監督員に提出すること。
- (3) 上記（2）より、作業の一時的な中止を行った日数について、工期を延伸することができる。ただし、「猛暑による割増し」の日数を設計で見込んでいる場合は当該日数以上の部分に限る。
- (4) 工期延伸に伴い新たに生じた経費等の負担について、契約に基づき、設計変更の協議を行うことができる。

1. 1. 37

熱中症予防対策

労働安全衛生規則（令和7年6月1日施行）に基づき、以下の対策を講じること。

- (1) 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際、次の作業員等を見つけた場合、報告するための体制（連絡先や担当者）を施工計画書や作業計画書等に定め、関係作業員等に対して周知すること。
 - （ア）熱中症の自覚症状がある作業員
 - （イ）熱中症のおそれがある作業員を見つけた者
- (2) 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、次の熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を施工計画書や作業計画書等に定め、関係作業員等に対して周知すること。

- (ア) 作業からの離脱
- (イ) 身体の冷却
- (ウ) 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること。
- (エ) 現場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先、所在地等

※ WBGT（湿球黒球温度） 28 度又は 気温 31 度以上の現場において行われる作業で、継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれるもの

第 2 節 着 手

1. 2. 1 支障物件処理

受注者は、現場調査等により工事に支障となる埋設物又は地上工作物、架空線等の処理が必要な場合は、速やかに監督員へ報告しその処理について協議しなければならない。

1. 2. 2 工事説明会等

受注者は、監督員と協議の上、必要に応じて地元住民に対して工事説明会等を開催し、工事の内容、施工時期、環境対策、工事損害補償等を説明し、協力が得られるよう努めなければならない。

なお、工事説明会等の質疑応答事項を所定の様式により監督員に提出するものとする。

1. 2. 3 準備作業

受注者は、下記の準備作業を契約後速やかに完了するように努めなければならない。

なお、準備作業に関する経過報告書を所定の様式により監督員に提出するものとする。

- (1) 設計図書の照査等
- (2) 工事測量
- (3) 官公署等への手続等
- (4) 事前調査
- (5) 施工計画書
- (6) 工事説明会等

1. 2. 4

工事現場のイメージアップ

受注者は、作業環境の改善、作業現場の美化等、工事現場のイメージアップに努めなければならない。

1. 2. 5

施工計画書

- (1) 着工に先立ち、現場組織、安全体制（熱中症対策等を含む。）、仮設計画等の工事全般に関する総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督員に提出する。
- (2) 品質計画、施工の具体的な計画並びに施工の確認内容及びその確認を行う段階等を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、軽易な工種については、監督員の承諾を受けて作成を省略することができる。
- (3) 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。
- (4) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ変更内容を監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (5) (1)及び(2)の施工計画書の承諾の範囲には、仮設は含まれないものとする。ただし、特記された仮設は、この限りではない。

第3節 施工管理

1. 3. 1

現場代理人、監理技術者及び主任技術者

- (1) 現場代理人は、工事現場の運営及び取締り並びに契約書に規定する職務の執行に必要な知識と経験を有する者とする。
- (2) 「建設業法」(昭和24年法律第100号)に定める監理技術者、監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。)又は主任技術者についての資格を証明する資料を監督員に提出する。ただし、監理技術者が監理技術者資格者証(監理技術者講習修了履歴)の実物を監督員に提示した場合には、資料の提出は不要とする。

- (3) 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の交代については、「東京都工事施行適正化推進要綱」(平成 22 年 3 月 15 日付 21 財建技第 244 号)による。
- (4) 監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者は、腕章を着用し、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(監理技術者講習修了履歴)を携帯する。
- また、監督員がその提示を求めたときは、速やかに応じる。
- (5) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用については、特記による。
- (6) 契約書第 54 条及び増員の技術者に関する特約条項で定める増員の技術者については、以下によるものとする。
- ア 増員の技術者は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用機会を有するものを配置しなければならない。
- イ 受注者は、この契約を履行するに当たり、建設業法第26条の規定により設置する主任技術者又は監理技術者と同期間、専任により、増員の技術者を配置しなければならない。
- ウ 増員の技術者は、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とを兼ねることはできない。
- エ 受注者は、低入札価格調査時以降、増員の技術者を交代することはできない。ただし、東京都下水道局工事施行適正化推進要綱において、監理技術者等の交代を認める事項に該当する場合はこの限りではない。
- オ 増員の技術者を通知しない若しくは配置しない場合又は監督員が認めないにもかかわらず交代した場合は、その程度により工事成績評定を減点する。

1. 3. 2 工事測量

(1) 測量の実施

受注者は、工事契約後速やかに測量を実施し、地盤高、用地境界等を確認するとともに、仮水準点、用地境界の引照点等を設置しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員の指示を受けるものとする。

(2) 仮水準点の設置

受注者は、仮水準点を設ける場合、工事施工に支障のない安全な位置の構造物の基礎等の移動しないものに設置し、標高を明らかにし

なければならない。

なお、仮水準点を設置するための基準は、原則として図面記載の水準基標（東京都土木技術支援センター「水準基標測量成果表」の最新版）等とし、測量結果を監督員に提出しなければならない。

(3) 仮設標識の設置

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。

(4) 既存杭の保全

受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置替え、移設及び復元を含めて、当局の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

1. 3. 3

工事実績情報システム（コリンズ）の登録

(1) 工事実績情報システム（コリンズ）への登録が特記された場合は、登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、「東京都の休日に関する条例」（平成元年3月17日東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日は含まない。

ア 工事受注時 契約後10日以内

イ 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後10日以内

ウ 工事完了時 工事完了後10日以内

なお、変更登録は、「東京都工事施行適正化推進要綱」による。

(2) 監督員から登録されたことを証明する資料の提示又は提出を求められた場合は、速やかに応じる。

なお、変更時と工事完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

1. 3. 4

工事の下請負

(1) 受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第14条及び「建設業法」第22条の規定に反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。

一括下請負の判断基準及び元請・下請それぞれが果たすべき役割

は、「一括下請負の禁止について」(平成28年10月14日付国土建第275号)による。

(2) 受注者は、下請負に付する場合には、次の要件を満たす下請負人を選定する。

ア 当該下請負工事に係る施工能力を有していること。

イ 東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。

1. 3. 5

不当介入に対する通報報告

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合(下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)により、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。

1. 3. 6

現場体制

(1) 現場体制の提出

受注者は、契約書第9条(現場代理人及び主任技術者等)に定める現場代理人及び監理技術者等のほか、下記の担当者を契約締結後速やかに定め、所定の様式により当局へ提出しなければならない。

なお、下記の担当者を施工計画書に記載する場合、これに係る書類の提出を省略できる。

ア 施工管理担当者

イ 安全管理者

ウ 渉外責任者

エ 必要に応じ各種法令等に基づく責任者

(2) 不測の事態への対応

受注者は、各種警報及び特別警報発表時には、不測の事態にも対応できる現場体制を確立しておかなければならない。

1. 3. 7

施工体制台帳等

(1) 施工体制台帳及び施工体系図については、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき作成し、写しを監督員に提出する。

(2) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに対応する。

(3) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出する。

1. 3. 8 工程管理

受注者は、毎月末、所定の様式に定める「工事出来高報告書」により、工事進捗状況を監督員へ提出しなければならない。

1. 3. 9 施工図等

(1) 施工図等を当該施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受ける。ただし、軽易な工事については、監督員の承諾を受け、作成を省略することができる。

(2) 施工図等の作成に当たり、関連工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討する。

(3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の承諾を受ける。

1. 3. 10 施工管理

(1) 一般事項

受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

(2) 品質管理の測定頻度、出来形管理の測定密度の変更

監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

ア 工事の初期で作業が定常的になっていない場合

イ 管理試験結果が限界値に異常接近した場合

ウ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

エ 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

(3) 整理整頓

受注者は、工事期間中、現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

(4) 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設等へ

影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

また、影響が生じるおそれがある場合、又は影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。

また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

(5) 労働環境等の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

(6) 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

(7) 記録及び関係書類

受注者は、施工管理基準（出来高管理基準及び品質管理基準）等に基づき、施工管理の記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。施工管理基準等とは、「1. 1. 1 適用範囲等（2）優先順位」に示すアからカまでとする。ただし、それ以外で監督員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

なお、施工管理基準等が定められていない工種については、監督員と協議のうえ、実施しなければならない。

(8) 建設資材の品質記録

受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について、遅滞なく作成、保管し、監督員に提出しなければならない。

(9) 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施行途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発

生じた場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

1.3.1.1

施工時期及び 施工時間の 変更

(1) 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

(2) 休日・夜間の作業

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公署の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

1.3.1.2

建設副産物 対策

(1) 一般事項

受注者は、建設工事に伴い副次的に得られる建設廃棄物や建設発生土等(以下「建設副産物」という。)の対策について、関係法令等を遵守するとともに、以下の要綱や指針に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めなければならない。

なお、受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事あつては、監督員の承諾を得なければならない。

ア 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日付国土交通事務次官通達)

イ 建設廃棄物処理指針(平成13年6月1日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

ウ 再生資源の利用の促進について(平成3年10月25日付国土交通事務次官通達)

エ 東京都建設リサイクルガイドライン(以下「ガイドライン」という。)

オ 東京都建設泥土リサイクル指針(以下「泥土指針」という。)

(2) 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を適切に行うため、当局との連絡調整、現場管理及び施工体制の整備、下請負者や資材納入業者等の協力業者への指導等責任を持って行わなければならない。

(3) マニフェスト等

受注者は、建設副産物の処理に当たっては、自らの責任において適正に処理しなければならない。

なお、処理を委託する場合には、以下の事項に留意しなければならない。

ア 運搬と処分について、それぞれ許可業者と書面により委託契約するとともに、契約内容を適切に履行するよう指導監督する。

イ 産業廃棄物管理表(紙マニフェスト又は電子マニフェスト)(以下「マニフェスト」という。)等で処理が契約内容に沿って適正に行われたことを確認するとともに、マニフェストの交付状況、廃棄物の搬出数量、運搬日等を整理した集計表を作成する。

ウ マニフェスト及び集計表を監督員に提示する(集計表は提出する。)とともに、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する。

(4) 建設廃棄物の運搬

受注者は、建設廃棄物の運搬に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、運搬車の車体の外側両面に産業廃棄物運搬車であることの表示をし、かつ、その運搬車に収集・運搬に関する書面を備えなければならない。

(5) 再生資源利用(促進)計画書、実施書等の提出

受注者は、関係法令、ガイドラインに定める内容に従い、再生資源の利用、建設副産物の再資源化や適正処理に係る計画及び当該工事の規模等に応じた関係書類を施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

なお、主な関係書類の取扱い等については、次に掲げる事項によら

なければならない。

ア 土砂、碎石及び加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は再生資源利用計画書を、建設副産物を工事現場から搬出する場合は再生資源利用促進計画書を作成し、建設副産物の処理完了後速やかに再生資源利用実施書又は再生資源利用促進実施書を監督員に提出しなければならない。（当局「土木工事標準仕様書」の付則－18「建設副産物施工計画書記載要領」参照）

イ 建設発生土を、受入地のある区市町村に一定規模以上搬出する場合は、あらかじめ「建設発生土搬出のお知らせ」を当該区市町村に提出しなければならない。

ウ 関係書類の書式は、ガイドラインに定めるもののほか監督員の指示による。

(6) 特定建設資材に係わる分別解体

受注者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に定める対象工事である場合には、同法に従い、適正に特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設発生木材等）に係る分別解体等を行わなければならない。

また、発生した特定建設資材廃棄物については、設計図書の定めるところにより、適正に再資源化等を行わなければならない。

なお、同法に基づき、説明、告知、再資源化等完了報告、再資源化等の記録の保存等の手続を当局の定める様式により適正に行わなければならない。

(7) 再生資材等の利用

受注者は、建設副産物の再使用・再生利用や建設発生土・再生碎石・再生加熱アスファルト混合物などの再生資材等を利用する場合、設計図書の定めにより適正に行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

(8) 建設泥土等

受注者は、泥土指針に基づき発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

なお、建設発生土の処理を行う場合は、設計図書の定めにより適正

に行わなければならない。

(9) 伐採材、抜根材等

受注者は、当該工事から発生した伐採材、伐根材等について、設計図書のと定めにより、再資源化及び適正処理に努めなければならない。

ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

(10) 汚染土壌等

受注者は、汚染土壌が発生した場合には、「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に基づく適正処理について、監督員と協議しなければならない。

また、その他の有害物等が発生した場合についても、関係法令等に基づく適正処理について、監督員と協議しなければならない。

(11) 実態調査等への協力

受注者は、当該工事が建設副産物に係る実態調査等の対象となった場合には、「1. 1. 8 調査・試験に対する協力」（3）に従い、対応しなければならない。

(12) 建設副産物情報の登録

受注者は、設計図書の定めるところにより、「コブリス・プラス」を使用し、当該工事に関する必要な建設副産物情報を登録するとともに、「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、再資源化施設等の検索及び選択、建設副産物実態調査の情報登録等を行わなければならない。

(13) 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(14) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(15) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と（14）で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(16) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

1.3.13

過積載の防止

- (1) 建設副産物又は、工事用資材及び機械等（以下「資機材等」という。）の運搬に当たっては、ダンプトラック等の過積載防止を厳守するとともに関係法令に基づき、次の事項を遵守する。
 - ア 積載重量制限を超過して建設副産物及び資機材等を積み込まない。
 - イ 法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車、さし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないとともに、工事現場に出入りすることのないようにする。
 - ウ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しない。
- (2) 建設副産物及び資機材等の運搬に当たり、ダンプトラック等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号）の目的に照らして、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努める。
- (3) 建設副産物及び資機材等の運搬を下請負に付する場合には、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結してはならない。

1.3.14

後片付け

- (1) 作業終了時には、適切な後片付け及び清掃を行う。
- (2) 工事の完了に当たり、工事目的物の内外の後片付け及び清掃を行う。

1.3.15

工事記録写真

受注者は、付則-1「工事記録写真撮影要領」に基づき工事記録写真を撮影し、工程順に整理した上で、監督員に提出しなければならない。

提出は、原則として電子媒体とする。やむをえず銀塩写真の工事写真帳を提出する場合は、監督員と協議する。

1.3.16

ISO9001 適用 工事

契約後に当局と協議を行い、承諾を受けた場合は、ISO9001適用工事とすることができる。ISO9001適用工事については、付則-2「ISO9001適用工事（建築工事）」による。

1.3.17

契約後V E 対象工事

受注者は、契約後V E対象工事である旨、特記仕様書に記載がある場合は、付則-3「契約後V E対象工事」によるものとする。

第4節 安全管理

1.4.1

工事中の安全 対策

(1) 安全指針等の遵守

受注者は、「建築基準法」、「労働安全衛生法」、その他関係法令によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建築工事等編）（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」（平成7年5月25日付建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、この指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

(2) 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、各当該管理者の許可内容を遵守し、交通又は公衆に支障を及ぼすことのないように施工しなければならない。

(3) 安全優先

受注者は、工事中において第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

(4) 使用する建設機械

受注者は、使用する建設機械の選定、使用について、設計図書に建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に適合した機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

(5) 既設構造物への措置

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

(6) 防災体制

受注者は、常に気象情報等に注意を払い、台風、集中豪雨等による災害発生のおそれがある場合には、事前に現場を点検し必要な措置を講ずるとともに、点検結果及び措置内容を監督員に報告しなければならない。

(7) 気象警報・特別警報発表時

受注者は、当該施工箇所に係る気象区域（当該施工箇所及び施工箇所の水位に影響を及ぼす上流域をいう。）に、大雨、洪水、暴風警報及び大雨・暴風特別警報が発表された場合は、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。

なお、工事の再開に当たっては、警報解除後に、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じなければならない。

また、点検結果及び措置内容は、速やかに監督員に報告しなければならない。

(8) 地震発生時

受注者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに、現場内を点検し、その状況を監督員に報告しなければならない。

(9) 第三者の立入禁止措置

受注者は、工事現場及びその周囲における事故防止のために一般の立入りを禁止する場合、その区域に板囲、立入禁止の表示板等を設けなければならない。

(10) 安全巡視の実施

受注者は、工事中は安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視し、安全を確保しなければならない。

(11) イメージアップ

受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

(12) 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、次の事項から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。

ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ 当該工事内容等の周知徹底

ウ 工事安全に関する法令、技術的助言、指針等の周知徹底

エ 当該工事現場で予想される事故対策

オ その他、安全、訓練等として必要な事項

(13) 施工計画書への記載

受注者は、工事の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。

(14) 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

(15) 緊急時の体制

受注者は、工事中は万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人

員召集、資機材調達等必要な体制を整備しておかなければならない。

緊急時の体制整備に当たっては以下の点に留意すること。

ア 緊急体制の整備及び受注者間の連携

受注者は、事故情報を受信してから現場到着まで1時間以内、かつ半径10km以内の範囲に緊急資材置場を確保し、初動体制を整備しなければならない。

なお、その確保が困難な場合には、当局発注工事受注者又は近接工事受注者間で確保するように努め、支援協力受注者の連絡表を作成し、監督員に提出しなければならない。

イ 常備緊急資材表の作成

受注者は、緊急時における常備緊急資材の種類と数量、保管場所及びその管理体制を明記したリストを作成し、監督員の確認を得なければならない。

(16) 異常気象時の連絡体制

受注者は、工事施工に先立ち、異常気象時の連絡態勢を整備しておくとともに、万一の事故に備え、緊急時の連絡態勢を整備し、常に確認しておかなければならない。この場合、当局「土木工事標準仕様書」の付則－2「施工計画書記載要領」に従って整備すること。

(17) クレーン等安全管理対策

受注者は、クレーン等を設置及び使用する場合、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）、「クレーン等安全規則」（昭和47年労働省令第34号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。

(18) 墜落・転落災害の防止

受注者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）等を遵守し、必要に応じて手すりや安全ネット等の墜落制止設備の設置、墜落制止用器具の着用等を行うとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの安全管理対策を講じなければならない。

(19) 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事

中の安全を確保しなければならない。

(20) 工事関係者の連絡協議

受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

(21) 特定元方事業者の指名

監督員が、「労働安全衛生法」第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

(22) 人命の安全確保の優先

受注者は、工事中において第三者及び作業員等の人命に係る安全確保を全てに優先させるとともに、「労働安全衛生法」等関連法令に基づき措置を常に講じなければならない。

(23) 緊急連絡表の掲示

受注者は、安全管理に必要な「緊急連絡表」、KY活動等による「安全管理の要点」等を工事現場の見やすい場所に掲示する。併せて現場代理人は、緊急時に迅速に対応できるよう「緊急連絡表」を携帯する。

(24) 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

(25) 不明の地下埋設物等の処置

受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の立会いを求め、処理を行うべきものを確認するための協力をしなければならない。

(26) 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

1. 4. 2 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部

分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもって不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議しなければならない。

なお、当該協議事項は、契約書第10条(履行報告)の規定に基づき処理されるものとする。

1. 4. 3

南海トラフ地震 臨時情報の発表

受注者は、施工場所が南海トラフ地震防災対策推進地域（伊豆諸島、小笠原諸島）に該当する場合は、「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について」（令和7年3月31日付国土交通省事務連絡）に基づき、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応策を講じなければならない。

1. 4. 4

爆発及び火災 の防止

(1) 危険物の安全対策

受注者は、ガソリン、ガスボンベ、電気等の危険物を使用する場合の保管及び取扱いについて、「消防法」、「危険物の規制に関する政令」等を遵守し、安全対策を講じなければならない。

(2) 火気の使用

受注者は、火気を使用して作業を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気使用場所、日時、消火設備、火災防止対策等を施工計画書に記載するとともに、次の事項のとおり火災防止対策を講じなければならない。

ア 作業箇所及びその周辺から可燃物を除去した上で作業を行う。

イ 可燃物が除去できない場合は、十分な防火性能の防災シート等による、適切な養生を実施し、作業中の引火防止を図る。

ウ 火気使用中に発生する溶解物、火花等の落下地点や飛散する区域を確認し、その監視方法を検討の上、監視員を適正に配置する。

エ 消火器やバケツ等を適切に配置するとともに、既設消火栓の設置場所を作業着手前に確認する。

オ 施工計画書に定めた、作業手順前の安全確認の全てを完了させる。

カ 作業の終了時は、火元の有無の確認と完全消火を徹底する。

(3) 火気使用禁止の表示

受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1. 4. 5 事故防止

(4) 喫煙等の場所指定

受注者は、当該現場の従事者等の喫煙、暖房器具等の取扱いについては、引火や火災等のおそれのない場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(5) 野外焼却の禁止

受注者は、抜開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野外焼却してはならない。

(1) 公衆災害防止対策

受注者は、第三者(以下「公衆」という。)の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑等を防止するための措置を講じなければならない。

なお、公衆に係わる区域は「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)に基づき公衆災害の防止に努めるものとする。

(2) 障害等の報告

受注者は、工事施工について障害等を発見した場合、遅滞なく監督員に報告し、その措置について協議しなければならない。

(3) 事前調査

受注者は、工事の施工に先立ち、施工区域の調査を行い、地上・地下工作物、樹木、井戸等に損失を与えないよう、又はその機能を阻害しないよう措置を講じなければならない。

(4) 周辺地盤対策

受注者は、埋設物に近接して工事を行う場合、周囲地盤の緩み、沈下等が生じないようにしなければならない。

(5) 埋設物対策

受注者は、掘削内に他の埋設物が露出した場合、監督員及び関係する管理者と協議により、防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を熟知させておかななければならない。

(6) 足場等の安全対策

受注者は、工事施工に伴い設けた作業足場、手すり、安全ネット等を常に安全な状態に保ち、かつ安全帯、保安帽等の安全用具を使用し、材料、工具の落下防止及び作業従事者の墜落防止の措置を講じなければならない。

(7) 可燃性ガス・有毒ガス対策

受注者は、工事の施工に当たり、特に可燃性ガスが発生する可能性のある場所で作業する場合は、当局関係部署と連絡調整をしながら、現場調査を十分に行い必要な安全措置を講じなければならない。

工事の施工中は、可燃性ガス・有毒ガス(以下「有毒ガス」という。)、酸素欠乏等の発生に備え、「労働安全衛生法」、「労働安全衛生規則」、「酸素欠乏症等防止規則」等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救命用具等を設置するとともに、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を置くなどして、事故の未然防止に万全の対策を講じなければならない。

また、工事の施工中に異常を発見した場合、直ちに工事を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告するものとする。

なお、酸素及び硫化水素等の測定結果は、受注者等提出書類基準に示す「酸素及び硫化水素濃度測定記録表」等に記録及び保存し、監督員に提示するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これを提示する。

(8) 事故防止対策協議会

事故防止の万全を図ることを目的として当局が設置している「事故防止対策協議会」又は「地区協議会」から委託された受注者は、当該協議会に参加しなければならない。

(9) 照明対策

受注者は、施工に当たり、十分な照度の照明及び安全通路を常に確保するとともに照明機器の省エネルギーに努めなければならない。

(10) 開口設置時の注意事項

受注者は、ダクト等の施工に伴い既設壁・床版に開口を設ける場合、事前に施設構造とプラント設備等の配置を十分調査・確認した上で施工しなければならない。

1. 4. 6

交通誘導警備員の適切な運用

受注者は、通行人、車両交通等の安全を確保するため、工事、作業等の規模や内容にかかわらず、工事車両の出入口には交通誘導警備員、標識等を配置し、通行の誘導、整理を行う。受注者は、交通誘導警備員を配置する場合、次に掲げる事項について、適切な運用を図らなければならない。

**1. 4. 7
事故時の措置
及び報告**

(1) 交通誘導警備員の業務

交通誘導警備員は、「警備業法」(昭和47年法律第117号)第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号の警備業務(「警備員等の検定等に関する規則」(昭和58年総理府令第1号)第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。)に従事するものとし、常に業務に専念させる。

(2) 提出書類

受注者は施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出しなければならない。

ア 警備業者に業務を行わせる場合

営業所に配属された警備員指導教育責任者の氏名

イ 「警備業法」(昭和47年法律第117号)第23条に基づき公安委員会が実施する検定(業務に係る一級又は二級の検定)に合格した者に業務を行わせる場合当該警備業者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し

(3) 身分証明書の携行

交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等(警備業者の発行する社員証、あるいは公安委員会から交付された合格証明書)を当局監督員に提示できるように、常に携行させなければならない。

(4) 教育記録の保管

受注者は、「警備業法施行規則」(昭和58年総理府令第1号)第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、当局監督員に提示できるように、常に保管しておかなければならない。

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに工事を中止して応急措置を講じ、事故発生の原因、措置及び被害状況をまとめた「事故発生報告書」を遅滞なく監督員に提出しなければならない。

さらに、事故被害の拡大や人身災害の発生が予測される場合、一般住民等への広報及び避難、作業員の避難等の措置を講じるものとする。

また、施工計画書の緊急連絡体制に基づき、直ちに関係機関等に連絡し、関係機関の指示に従い、その被害拡大の防止に努めなければならない。

1. 4. 8

室内空気汚染 対策等

(1) 接着剤、塗料等の塗布に当たり、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。

また、施工時及び施工後は、通風又は換気を十分に行い、揮発した溶剤成分等による室内空気の汚染を防止する。

(2) 内装仕上げが完了した室内は常に換気に注意し、仕上げ材料等から初期に放散されるホルムアルデヒドその他の揮発性物質を室内に滞留させないようにする。

(3) 受注者は、はつり作業や溶接作業、建設機械を搬入して作業を行う場合、煙、じんあい、排気ガス等による室内の空気汚染を防止するよう、適切な換気を行う。

第5節 監督員による確認、立会い等

1. 5. 1

監督員による 確認、立会い 等

(1) 監督員の立会い

監督員は、工事が契約図書どおりに行われているか確認をするために、必要に応じ、工事現場又は製作工場に立入り、立会い又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(2) 確認、立会いの準備等

受注者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立会いに必要な準備、人員、資機材等の提供、写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、立会いに直接要する費用は受注者の負担とする。

(3) 品質に関する義務

受注者は、契約書第8条(監督員)第2項第3号、第12条(工事材料の品質及び検査等)第2項又は第13条(監督員の立会い及び工事記録

の整備等) 第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、材料検査(確認を含む。)に合格した場合であっても、契約書第16条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)及び第30条(検査及び引渡し)に規定する義務を免れないものとする。

(4) 不可視箇所の調査

受注者は、監督員に、完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供しなければならない。

(5) 机上による段階確認

受注者による段階確認は、原則として臨場により実施するものとするが、やむを得ず臨場確認ができない場合、監督員は、受注者から提供された施工管理記録、写真等の資料のみで工事が設計図書どおりに行われているか確認することができる。

1. 5. 2

工事関係者に対する措置請求

当局は、現場代理人、監理技術者等が工事目的物の品質、出来高の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

第6節 検 査

1. 6. 1

工事完了検査

(1) 契約書に基づく工事の完了とは、次のアからウまでに示す要件の全てを満たしたときとする。工事が完了した際には、完了届を監督員に提出することができる。

ア 設計図書に示す全ての工事が完了していること。

イ 監督員の指示を受けた事項が全て完了していること。

ウ 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。

(2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)イ及びウの要件を満たすものとする。

- (3) 契約書に規定する指定部分に係る完了届を監督員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、(1)アからウまでの要件を満たすものとする。
- (4) (1)から(3)までの届出又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (5) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供し、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。
- (6) 検査員は、手直しの必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて手直しの指示を行うことができる。

1. 6. 2

既済部分検査

(1) 既済部分に係る検査

受注者は、契約書第38条(部分払)第1項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第39条(一部完了)の工事の完了の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。

(2) 検査必要書類の提出

受注者は、契約書第38条(部分払)に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、工事出来高報告書等検査に必要な書類を作成し、監督員に提出しなければならない。

(3) 検査日の通知

当局は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

(4) 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の立会の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の事項に掲げる検査を行うものとする。

ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

イ 工事管理状況に関する、書類、記録、写真等

(5) 手直しの指示

受注者は、検査員の指示による手直しについては、「1. 6. 1 工事完了検査」の(5)の規定に従うものとする。

(6) 手直し期間

受注者は、手直しの期間については、「1. 6. 1 工事完了検査」

1. 6. 3 中間検査

の（６）を準用する。

（７）既済部分検査の規定

当該既済部分検査については、「1. 5. 1 監督員による確認、立会い等」の（２）の規定を準用する。

（８）契約解除に伴う既済部分検査

受注者は、契約書第46条（解除等に伴う措置）の契約解除に伴う部分払の確認の請求を行った場合は、既済部分に係る検査を受ける。検査の内容等については、「1. 6. 2 既済部分検査」の（３）、（４）、（５）及び（７）に従う。

（１）中間検査の請求

受注者は、工事の施工途中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なときは、それぞれの段階において、直ちに当局に対し検査の請求をしなければならない。

（２）検査日の決定

当該検査を行う日は、受注者の意見を聞いて、当局が決定する。

（３）検査日の通知

当局は、中間検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

（４）検査の内容

検査員は、監督員及び受注者の立会の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の事項に掲げる検査を行うものとする。

ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

イ 工事管理状況に関する、書類、記録、写真等

（５）手直しの指示

受注者は、検査員の指示による修補については、「1. 6. 1 工事完了検査」の（５）の規定に従うものとする。

（６）手直し期間

受注者は、手直しの期間については、「1. 6. 1 工事完了検査」の（６）を準用する。

(7) 中間検査の規定

当該中間検査については、「1. 5. 1 監督員による確認、立会い等」の(2)の規定を準用する。

1. 6. 4 完了

受注者は、工事の完了の際には出来形計測を行い、その計測結果に基づいて、完了図等を作成し、監督員に提出しなければならない。

1. 6. 5 完了図等

(1) 作成要領

受注者は、工事完了図を当局「土木工事標準仕様書」の付則-12「工事完了図作成要領」及び付則-4「建築工事電子成果品作成要領」に準拠して作成し、監督員に提出しなければならない。

なお、完了図は、設計図を参考に工事目的物の完了時の状態を表現すること。

(2) 保全に関する資料等

受注者は、以下の「保全に関する資料等」を監督員に提出し、内容の説明を行わなければならない。

- ア 建築物等の保守に関する説明書
- イ 機器性能試験成績書
- ウ 機器取扱説明書
- エ 機器保守点検用付属工具
- オ 官公署届出書類
- カ 主要な材料・機器一覧表等

第2章 材 料

第1節 工事材料の品質

2. 1. 1

環境への配慮

(1) 法令等の遵守

受注者は、工事（解体工事のみの場合は除く。）の施工に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）並びに「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針」により、環境負荷を低減できる資材等を選定するように努める。

また、環境物品等の指定の有無は、特記仕様書による。

(2) 揮発性有機化合物

受注者は、使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。

(3) ホルムアルデヒド放散量

受注者は、各材料のホルムアルデヒド放散量は、JIS等の材料規格において、放散量が規定されている場合は、特記仕様書による。特記仕様書がなければ「F☆☆☆☆」とする。

(4) 石綿（アスベスト）

工事に使用する材料は、石綿（アスベスト）を含有しないものとする。

2. 1. 2

工事材料の 品質等

受注者は、工事に使用する材料（機器を含む。以下同様とする。）の品質、規格等については、設計図書の定めによるほか、以下のとおりとしなければならない。

(1) 材料

材料は新品とし、「2. 2. 1 工事材料の検査」により合格したもの又は監督員の承諾を受けたものとする。ただし、仮設に使用する材料及び特記仕様書により指定するものは、新品でなくてもよい。

(2) 品質及び性能の証明

使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又

はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

(3) 製材等の使用

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年法律第100号)の基本方針の判断基準に従い、あらかじめ林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月15日)に準拠した証明書を監督員に提出する。

なお、コンクリート工事のせき板として合板を使用する場合の材料については、「2.1.1環境への配慮(1)」による。

(4) 調合

調合を要する材料については、調合に先立ち調合表等を監督員に提出する。

(5) 色、柄等

材料の色、柄等について、監督員の指示を受ける。

(6) 見本

設計図書に定められた材料の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合い等について、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

(7) 銘板の設置

機器には、受注者名、製造者名、製造年月日、形式、型番、性能等を明記した銘板を付けるものとする。

(8) 再生材

再生資材の品質は標準仕様書及び特記仕様書による。

(9) 中等の品質及び同等以上の品質

契約書第12条(工事材料の品質及び検査等)第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS若しくはJASに適合したもの又はこれと同等以上の品質をいう。同等以上の品質とは、1.1.2に定めるとおりであるが、特に本章においては、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、検査員及び材料検査を行う監督員が承諾する試験機関で品質の確認を得た品質若しくは検査員及び材料検査を行う監督員の承諾した品質をいう。

2. 1. 3
工事用器材
製作者の指定

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

(1) 工事材料の品質及び性能

工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマークの表示がない材料は、監督員の承諾を受けるものとする。

(2) 材料の承諾

製造所名及び製品名が記載された材料は、当該製品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。

(3) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿

国土交通省大臣官房官庁営繕監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿」（以下「評価名簿」という。）によると記載された材料は、評価書の写しを監督員に提出するものとする。この場合、評価書の写しをもって、「2. 1. 2 工事材料品質」の(2)に規定する「設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料」の提出を省略することができる。

なお、「評価名簿」によると記載されていない場合でも優先して採用するものとする。

(4) 鉄骨製作工場の使用

受注者は、鉄骨製作工場の使用について、以下のとおりとしなければならない。

ア 鉄骨製作工場は、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）第68条の25の規定による認定を受けた工場より、工事の内容に相応した工場を選定する。

イ 鉄骨製作工場の加工能力等及び施工管理技術者の適用は特記仕様書による。

ウ 鉄骨製作工場の加工能力等、特記仕様書に規定している場合は、その証明となる資料を監督員に提出する。

エ 施工管理技術者を適用する場合は、鉄骨製作の指導を行う施工管理技術者が常駐する鉄骨製作工場を選定する。

オ 選定した鉄骨製作工場の施工実績、作業管理組織、工作設備等を

記載した資料を提出し、監督員の承諾を受ける。

カ 鉄骨製作工場における品質管理が適正に行われたことを示す記録を監督員に提出する。

第2節 工事材料の検査

2. 2. 1

工事材料の 検査

(1) 品質証明

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、別途定める「下水道局材料検査の実施基準に関する要綱」（「材料検査手続及び方法一覧」）に基づき、指示された材料の使用に当たっては、検査を受ける工事材料、又は外観及び品質証明書等を照合して確認する「工事材料検査請求書」を監督員に事前に提出し、検査を受けるものとする。

(2) 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでの間にその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が不相当と監督員から指示された場合は、これを取り換えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査(又は確認)を受けなければならない。

2. 2. 2

材料の検査に 伴う試験

- (1) 工事に使用する材料は、「東京都検査事務規程」に定める材料検査の実施基準に基づく検査に合格したものとする。
- (2) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (3) (2)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合はこの限りでない。
- (4) (2)による検査の結果、不合格となった材料は、直ちに工事現場外に

搬出する。

- (5) 設計図書に定める JIS 又は JAS のマーク表示のある材料及び規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。
- (6) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督員の承諾を受けた試験方法による。
また、試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (7) 設計図書で指定を受けたコンクリートの圧縮強度試験、鉄筋継手の外観試験及び超音波探傷試験・超音波測定試験、鉄筋継手の引張試験、鉄骨溶接部の検査は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」に基づく試験機関及び検査機関（以下「試験機関等」という。）において実施する。コンクリートの圧縮強度試験は、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター、(一財)建材試験センター等の登録分類 I-A、I-B において実施する。
なお、選定した試験機関等は、監督員の確認を受ける。
- (8) (7)以外の試験及び検査（以下「試験等」という。）は、次による。
 - ア 試験等は、工事現場や試験機関等、適切な場所で行い、その場所の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。
なお、試験機関等は、材料の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験等の設備、試験等の技術、試験等の実績等を有するものから選定する。
 - イ 試験等は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (9) 試験等に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- (10) 試験等の結果は、監督員に報告する。

第3節 工事現場発生品(材)

2.3.1

発生品(材)の 引渡し

(1) 現場発生品の引渡し

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、「発生品(材)報告書」を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引渡ししなければならない。

(2) 設計図書規定以外の発生品

受注者は、上記(1)以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引渡しを指示したのものについては、「発生品(材)報告書」を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡ししなければならない。

第3章 工事一般

第1節 共通事項

3. 1. 1

仮設工

(1) 仮設計画書

受注者は、仮設工について、設計図書の定めがある場合を除き、受注者が作成した仮設計画書に基づき受注者の責任において施工しなければならない。

(2) 原形復旧

受注者は、仮設物について、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

ただし、原形復旧が困難な場合等は、監督員と協議するものとする。

(3) 建設副産物の処理

受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物について「1. 3. 12 建設副産物対策」により適切に処理しなければならない。

(4) 仮設材料の品質

仮設に使用する材料は、品質管理が容易で、適正な性能を有するものとする。

(5) 品質指定のない仮設材料

特記仕様書に指示のない仮設材料は、新品以外の経年仮設材料を使用することができる。ただし、腐食、変形等による品質低下のおそれのないものとする。

3. 1. 2

電力・用水設備 工

(1) 関係法令規定の遵守

受注者は、受電設備、配線設備、電動機設備、照明設備等の電力設備及び用水設備の設置、維持管理並びに撤去に当たり、関係法令の規定に基づき施工しなければならない。

(2) 電気主任技術者の選定

受注者は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守について電気主任技術者を

選び、監督員に届け出るとともに、保守規定を制定し運用しなければならない。

(3) 周辺環境への配慮

受注者は、電源設備を設置する場合、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。

3. 1. 3

防塵対策工

(1) 工事車両の防塵対策

受注者は、工事車両が車輪に土砂等を付着したまま工事区域から外部に出るおそれがある場合には、タイヤ洗浄を行うなどの対策を講じなければならない。

(2) 路面清掃の実施

受注者は、工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合は、必要に応じて散水あるいは路面清掃を行わなければならない。

(3) 建設発生土等の飛散防止対策

受注者は建設発生土等の運搬に当たって、タイヤを洗浄し、荷台をシートで覆うなど、建設発生土等を飛散させないよう適切な措置を講じなければならない。

3. 1. 4

足場等設置工

(1) 足場等の材料及び構造

受注者は、足場、作業構台、災害防止養生設備等の設置に当たって、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）及びその他関係法令等に従い、荷重に耐えるとともに突風等で転倒あるいは落下することのない、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行わなければならない。

(2) 他受注者への無償使用

定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

(3) 点検及び維持管理

足場等は、安全で、かつ、常時使用できるように、その種類に応じた点検を徹底し、維持管理に努める。

3. 1. 5 仮囲工

3. 1. 6 標識その他

(4) 手すり先行工法の使用

枠組足場については、手すり先行工法を使用する。使用に当たっては、『「手すり先行工法等に関するガイドライン」について』（厚生労働省平成21年4月24日付、基発第0424001号通達）の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時全ての作業床について手すり、中さん及び幅木が設置されていなければならない。ただし、施工上やむを得ない場合において、手すり、幅木等の設備を取り外す際は、最低限の範囲とするとともに、転落防止の措置を講じること。また当該施工終了後、直ちに現状復旧すること。

(5) 屋根工事及び小屋組の建方工事

屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

(1) 仮囲い

工事における保安上の仮囲い等の設置場所、その種類は設計図書による。

(2) 交通誘導警備員の配置

受注者は、仮囲い等を設置した箇所に車両を出入りさせる場合は、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者を安全に誘導しなければならない。

受注者は、建築設備工事において、以下のとおり標識その他を設置しなければならない。

ア 「消防法」（昭和23年法律第186号）等による標識（危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止標示、火気厳禁の標識等）を設置する。

イ 機器には、名称及び記号を記入する。

ウ 配管には、識別を行い、必要に応じて用途及び流れの方向（矢印）

を記入する。識別色は「表3.1-1 配管の識別色」のとおりとする。
 ただし、配管が部屋に露出する場合で、その部屋の機能と識別色が不
 釣合いなときは、監督員の指示による。

表3.1-1 配管の識別色

物質の種類	識別色	日本塗料 工業会 色番号	(参考) マンセル記号
水道水	水色	G72-50L	2.5PB5/6
二次処理水	暗青色	G75-20L	5PB2/6
高度処理水	明青色	G75-30P	5PB3/8
水質自動採水	青緑色	G59-40P	10BG4/8
排水	灰色	GN-55	N-5.5
蒸気	銀色	—	—
空気	白色	GN-95	N-9.5
灯油	赤色	G09-50X	10R5/14
消火栓用	赤色	G07-40X	7.5R4/14
消火ガス	銀色	—	—
都市ガス、プロパンガス	淡黄色	G22-80L	2.5Y8/6
電線	黄灰色	G25-70B	5Y7/1
文字及び矢印	黒色	GN-10	N-1
	白色	GN-95	N-9.5

3. 1. 7 埋設表示

(1) 地中埋設標識の設置

受注者は、水再生センター・ポンプ所の敷地内に敷設した水道管、
 ガス管、電線管等の埋設管の位置と方向を明らかにするよう、名称、方
 向等を表示した地中埋設標識を設置しなければならない。

(2) 地中埋設標識の材質、形状、寸法等

地中埋設標識の材質、形状、寸法等の詳細については、監督員の指
 示によるものとする。

付 則

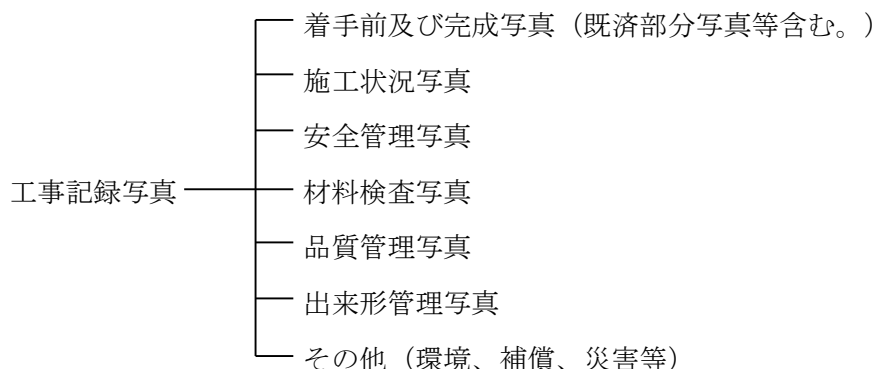
付則－1 工事記録写真撮影要領

1 適用

この要領は、東京都下水道局が発注する土木工事、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事に適用する。ただし、この要領に定めのないものについては、監督員の指示によるものとする。

2 工事記録写真の分類

工事記録写真は以下のように分類する。



3 撮影箇所

撮影は写真撮影箇所一覧表に示す箇所のほか、監督員が指定する箇所又は記録に残す必要がある箇所について行うこと。

なお、写真撮影箇所一覧表は、標準的な撮影箇所を示したものであり、監督員の指示がある場合には、工事内容により必要に応じて増減することができる。

4 撮影計画

施工前に撮影計画を立て、施工計画書に下記の事項を記載すること。

記載事項

- (1) 撮影者：責任者及び補助者
- (2) 内容：系統図、平面図等に撮影計画箇所を記入する。

5 撮影方法

- (1) 撮影項目と頻度については、写真撮影箇所一覧表によるほか、特殊な場合で監督員が指示するものについては、監督員が指示した項目・頻度で撮影するものとする。
- (2) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加及び削減するものとする。
- (3) 写真撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議の上取扱いを定めるものとする。
- (4) 写真には工事件名、撮影場所、撮影年月日、工種名、撮影対象、設計寸法、実測寸法、略図、受注者名等を明記した黒板等をいれて撮影すること。

なお、黒板の判読が困難となる場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」（以下「デジタル管理基準」という。）に規定する写真情報（写真管理項目－施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

- (5) 場所等の確認を容易にするため、できるだけ付近の家屋等の背景を入れること。
なお、撮影箇所がわかりにくい場合には、複数ごとに撮影とするか、写真と同時に見取図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成すること。
- (6) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (7) 写真には所定の施工寸法が判定できるよう、寸法を示す測定器具を入れて撮影すること。
- (8) 寸法を示す測定器具は、撮影後判読できるものとし、次のいずれかを使用すること。
①箱尺 ②リボンテープ ③定規等
- (9) 構造物に箱尺等を当てる場合は、目盛の零位点に留意すること。
- (10) 寸法読みとりの定規は水平又は鉛直に正しく当て、かつ、定規と直角の方向からできるだけ一定方向で撮影すること。
- (11) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む。）が確認できるよう、特に注意して撮影すること。
- (12) 黒板には、必要に応じ立会者を記入すること。
- (13) 夜間工事や暗部の撮影に当たっては、特に照明に注意し、鮮明な画像等が得られるようにすること。
- (14) 画像の信憑性を考慮し、画像編集は原則として認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ及び全体の明るさ補正程度は認めることとする。
なお、画像修正を行った場合は、修正前の写真も添付すること。
- (15) 撮影内容に誤り（黒板の誤表記等）がある場合は、画像編集によらず、管理表などに別途明記すること。
- (16) 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。
①写真はカラーとする。
②有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

6 写真の省略

工事記録写真は以下の場合に、監督員の承諾を受け、省略できるものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管・整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況の分かる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。
- (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できるものとする。臨場時の状況写真は不要とする。

7 整理方法

- (1) 整理方法は施工順序に従い、工程ごとに「2 工事記録写真の分類」により整理し、図面番号、工種名、説明図等を入れ、必要に応じて着色するなど、施工状況、撮影内容が画面で容易に把握できるようにする。
- (2) 工事写真を管理・編集するためのソフトについては、ビューワ付きソフトを使用し「デジタル管理基準」に準拠したXML形式で提出が可能な、東京都下水道局職員が操作しやすいソフトを使用する。

8 提出物及び形式

- (1) 電子媒体の提出については、付則－4「建築工事電子成果品作成要領」に従って提出するものとする。

る。

- (2) 当局の指示があった場合、電子媒体とは別に、工事の流れ、工種など工事の概要が分かる程度の工事写真をアルバム1冊程度でまとめた写真帳をダイジェスト版として提出すること。

なお、ダイジェスト版で使用する写真等については監督員と協議すること。

9 銀塩写真で提出する場合

やむを得ず、工事写真帳を銀塩写真で提出する場合は、下記の方法により整理・作成すること。

- (1) 工事写真帳は、フリーアルバム又はA4判とし、原本と副本とを1部ずつ提出すること。
また、原則として、ネガ（APSの場合はカートリッジフィルム）も併せて提出すること。
- (2) 写真帳には必要に応じて見取図又は説明図をつけること。
- (3) APSのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容が分かるように明示し、インデックス・プリントとともに整理すること。

10 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下「電子黑板」という。）は次による。

- (1) 電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。
- (2) 受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、次の全てを実施すること。

ア 対象機器の導入

受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、5（4）に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

イ 小黑板情報の電子的記入の取扱い

小黑板情報の電子的記入の取扱いは、本附則による。

なお、アにより5（14）で規定されている写真編集には該当しない。

ウ 納品について

電子黑板を用いた写真（以下「電子黑板写真」という。）の納品については、付則-4「建築工事電子成果品作成要領」に従って提出するものとする。

工種別撮影対象一覧表

※ ※工事記録写真の具体的な撮影方法や、留意事項等については、「工事写真撮影ガイドブック」（一般社団法人 公共建築協会）に実例とともに解説されているので、参照すること。

一覧表における用語の定義

- (1) 試験時とは、設計図書等で定める試験の実施状況が、写真により確認できる適切な時期をいい、試験実施の前、中、後全ての時期を含む。
- (2) 施工中とは、設計図書等で定める仕様、数量等が、写真により確認できる適切な時期をいい、当該工事の施工前、中、後全ての時期を含む。
- (3) 適宜とは、設計図書等で定める仕様、数量等が、写真により確認できる適切で必要十分な箇所や枚数のことをいう。

別表（工種別撮影対象一覧表）

1 共通事項

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
共通	施工の進捗状況	建物・外構等を同一位置・方向から撮影する	着手前、 着手後からしゅん功まで	月1回程度	必要に応じ高所からのふかん撮影を行う
	敷地状況	工事敷地内外の状況	着手前、 完成時	適宜	
		工事搬入路の状況	着手前、 完成時	適宜	
		敷地境界	着手前、 完成時	ポイントごと	敷地境界標識、境界、立会い者が分かるように撮影する
		ベンチマーク	着手前	適宜	検査、養生の状況
		近隣建物	着手前、 完成時	適宜	家屋調査写真は別途処理する
	改修前の状況（改修工事の場合）	工事着手前の状況	着手前	適宜	
		工事搬入路の状況（屋内を含む）	着手前	適宜	損傷等がある場合は、記録に残す
	現場掲示物	建設業許可票看板の掲示状況	掲示後 速やかに	適宜	建設業法40条に該当する場合
		施工体系図の掲示状況	掲示後 速やかに	更新ごと	下請負契約を締結した場合
		労災保険関係成立票の掲示状況	掲示後 速やかに	適宜	
		建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識	掲示後 速やかに	適宜	契約金額が2,000万円以上の工事
		石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示状況	掲示後 速やかに	適宜	撤去工事を伴う工事の場合（アスベストの含有の有無に係らず）
	障害物	障害物の形状寸法位置	発見後	全数	契約変更を行う場合は、根拠資料となるものなので、必ず記録する
		障害物の処理状況	処理中、 処理後	適宜	
	建設副産物	集積状況	搬出前	適宜	アスベスト含有廃棄物は必須
		過積載防止の管理状況	搬出時	適宜	車輛重量計や自重計の計測状況、その他積載量の管理状況が分かるもの
		搬出状況（搬出事業者名、収集運搬許可番号、車体番号等がわかるもの）	搬出時	適宜	ディーゼル規制適合車が確認できるように撮影する
		運搬状況	搬出時	搬出先ごと	必要に応じ追跡調査写真
		処分場への搬入状況	搬入時	処分場ごと	必要に応じ処分場の許可看板も撮影する
		リサイクル状況記録写真	施工中	適宜	特記仕様書1.1.16(1)ア(ウ)によるリサイクル報告書に添付する
	災害及び事故	災害及び事故が発生した場合の現況及び復旧状況	速やかに	適宜	報告書に添付し、速やかに報告する
	試験	工場、試験場等における試験状況	試験時	試験ごと	監督員の立ち会いの有無に係らず
	施工	施工の検査	検査時	検査ごと	
	材料	搬入材料の保管状況	搬入時	材料ごと	
		使用数量の確認が必要な材料等	搬入時	材料ごと	施工後に数量確認が困難な材料は必須 規格、製造業者名、商標等が確認できる近影と、全体数量が確認できる全景を撮影する
	建設機械	排出ガス対策型建設機械 低騒音・低振動型建設機械	搬入時	機械ごと	排出ガス対策型又は低騒音・低振動型であることがわかるように撮影する

2 建築工事

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
仮設工事	仮設物等	仮囲い等の保安施設及び指定仮設	施工中	適宜	
		縄張り及びやりかた	検査中	適宜	2方向、全景
		手すり先行工法による足場の組立て	組立中組立後	作業手順ごと	手すり先行工法による足場の組立て状況がわかるように撮影する
		既存部分の養生の状況（改修、増築工事の場合又は架線等）	施工前	適宜	
	指定仮設等	指定仮設及び足場等の状況	施工中	適宜	
土工事及び地業工事	根切	根切りの寸法・形状等の計測状況	計測時	適宜	
	床付け	支持地盤の土質状況・根切り底の状態等	確認時	適宜	立会者がいる場合は、立会者が確認できるように撮影する
		床付けレベルの確認	確認時	適宜	
		床付けの状況	施工中	適宜	
	山留め	材料	搬入時	種類ごと	鋼材、矢板、ペントナイト等
		山留の設置状況	施工中	適宜	設置した場合
		山留部材の寸法	完了時	適宜	
		切梁支保工の設置及び撤去状況（アースアンカー等の特殊な支保工を含む）	施工中	適宜	各段ごと
		傾斜計の設置及び計測状況	施工中	適宜	設置した場合
		山留の撤去状況	撤去時	適宜	引抜く場合。引き抜き後の孔埋めを含む
	排水	排水設備（ディーブウェル等）の設置状況	施工中	適宜	
	残土処分	積み込み及び搬出状況	搬出時	適宜	ディーゼル規制適合車が確認できるように撮影する
		過積載防止の管理状況	搬出時	適宜	車輛重量計や自重計の計測状況、その他積載量の管理状況が分かるもの
		運搬状況	搬出時	処分地ごと	必要に応じ追跡調査写真
		処分場への搬入状況	搬出時	処分地ごと	必要に応じ処分場の許可看板も撮影する
	砂利地業	締固め前後の施工状況	施工中	適宜	転圧状況、厚さ確認等
	捨てコンクリート地業	打設状況	施工中	適宜	厚さ確認、均し状況等
床下防湿層	施工状況	施工中	適宜	梁際のみ込み、重ね合わせ寸法確認等	
埋戻し及び盛土	締固めの状況	施工中	適宜	埋戻し前の状況、締固め又は水締めめの状況（300mmごと）等	
	全体の状況	施工中	適宜		

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
杭工事	既製コンクリート杭	実施状況	試験時	試験ごと	
		材料（寸法・規格・コンクリート等）	搬入時	全数	規格表示及び製作所の確認
		杭心の確認状況	確認時	適宜	
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時	適宜	
		先端ビットの拡翼動作確認	施工前	適宜	拡底杭の場合
		アースオーガーの据付け、掘削の施工状況	施工中	適宜	水平位置、鉛直度の確認
		先端ビットの拡翼径の確認	施工中	適宜	拡底杭の場合
		支持地盤の確認	施工中	全数	オーガー駆動装置の電流値等の計測画面を撮影し、記録データのバックアップとする
		貫入量測定状況	測定時	適宜	
		根固め液及び杭周固定液の調合、計量の確認（セメント、水、比重）	施工中	全数	プラントのバッチ管理及び流量計の記録等を撮影し、記録データのバックアップとする
		根固め液及び杭周固定液注入状況	施工時	適宜	
		根固め液及び杭周固定液の試験体の作成状況、管理試験	試験時	試験ごと	試験の回数は標準仕様書による
		建込み管理状況	施工中	適宜	水平位置、鉛直度の確認
		継手の施工状況	施工中	適宜	
		継手部の確認状況	確認時	適宜	
		杭頭の処理状況	施工中	適宜	
		杭頭補強筋	施工中	適宜	種別ごと1箇所以上
	水平方向の位置ずれの測定状況	測定時	適宜	2方向	
	鋼管杭	材料（寸法・規格・コンクリート等）	搬入時	全数	規格表示及び製作所の確認
		杭心の確認状況	確認時	適宜	
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時	適宜	
		先端ビットの拡翼動作確認	施工前	適宜	拡底杭の場合
		アースオーガーの据付け、掘削の施工状況	施工中	適宜	水平位置、鉛直度の確認
		先端ビットの拡翼径の確認	施工中	適宜	拡底杭の場合
		支持地盤の確認	施工中	全数	オーガー駆動装置の電流値等の計測画面を撮影し、記録データのバックアップとする
		貫入量測定状況	測定時	適宜	
		根固め液及び杭周固定液の調合、計量の確認（セメント、水、比重）	施工中	全数	プラントのバッチ管理及び流量計の記録等を撮影し、記録データのバックアップとする
根固め液及び杭周固定液注入状況		施工時	適宜		
根固め液及び杭周固定液の試験体の作成状況、管理試験	試験時	試験ごと	試験の回数は標準仕様書による		
建込み管理状況	施工中	適宜	水平位置、鉛直度の確認		
継手の施工状況	施工中	適宜			
継手部の確認状況	確認時	適宜			
杭頭の処理状況	施工中	適宜			
杭頭補強筋	施工中	適宜	種別ごと1箇所以上		
水平方向の位置ずれの測定状況	測定時	適宜	2方向		

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
杭工事	場所打ちコンクリート杭	材料（鉄筋、コンクリート）	搬入時	適宜	
		杭心の確認状況	確認時	適宜	
		施工機械、掘削機（バケット、ビット、ハンマーグラブ等）	設置時	適宜	
		先端ビットの拡翼動作確認	施工前	適宜	拡底杭の場合
		掘削の施工状況	施工中	適宜	水平位置、鉛直度の確認状況を撮影する
		先端ビットの拡翼径の確認	施工中	適宜	拡底杭の場合
		支持地盤の確認	施工中	全数	工法により撮影内容が異なるボーリングサンプルとの照合による場合は、掘削土砂との照合状況を撮影する オーガー駆動装置の電流値による場合は、管理画面を撮影し、記録データのバックアップとする
		スライムの処理状況	施工中	適宜	
		材料（鉄筋、リング、スペーサー等）	搬入時	適宜	ロールマーク、形状、寸法の確認
		鉄筋かごの組立状況	施工中	適宜	
		鉄筋かごの建込み状況	施工中	適宜	重ね継手長さの確認及び余盛部分の養生状況等
		掘削及び縦入れの施工状況	施工中	適宜	施工機器、ケーシング等
		掘削深度の測定状況	施工中	適宜	
		コンクリート試験、打設状況及び余盛の確認（検尺）	試験時 確認時	試験ごと 確認ごと	
		杭頭処理	施工中	適宜	
		水平方向の位置ずれの測定状況	測定時	適宜	2方向
		試験杭（全工法共通）	監督員、監理者等の立会い確認状況	試験杭施工時	全工程
建設副産物	「1 共通事項」による				

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
鉄筋工事	材料	ロールマーク、形状、寸法の確認	搬入時	適宜	スペーサーについては、かぶり寸法ごとの色を変更するなど確認できるように撮影する
		加工場等での集積保管状況	保管中	適宜	
	加工及び組立て	配筋状況（開口補強筋を含む）	施工中	適宜	各階ごと、種別ごと 径、本数、ピッチだけでなく、鉄筋相互のあき、かぶり厚さ、定着長さも十分に確認し、撮影する
		配筋の養生状況	施工中	適宜	
		配筋検査状況	検査時	検査ごと	施工者の自主検査状況も撮影する
		配筋検査指摘事項是正状況	検査後	指摘ごと	是正前、是正中、是正後をセットで撮影する
	圧接継手	技能資格者の確認	施工前	施工日ごと 技能資格者ごと	資格者証の顔写真が判別できるように撮影する
		圧接状況（圧接端面の処理状況を含む）	施工中	適宜	
		抜取試験状況	試験時	試験ロット 全数	抜取後の再圧接を含む
		圧接外観検査状況	検査時	検査ごと	検査者も撮影する ノギス、スケール等の器具を使用する
		圧接不良個所の修正状況	試験、検査後	不良個所ごと	修正前、修正中、修正後をセットで撮影する
	機械式継手 ・溶接継手	材料	保管中	適宜	
		技能資格者の確認	施工前	施工日ごと 技能資格者ごと	必要に応じて資格者証の顔写真が判別できるように撮影する
		施工状況（端面の処理状況を含む）	施工中	適宜	
		抜取試験状況	試験時	試験ロット 全数	抜取後の再施工完了状況を含む
		超音波探傷試験	試験時	試験ごと	
		外観検査状況	検査時	検査ごと	検査者も撮影する ノギス、スケール等の器具を使用する
不良個所の修正状況		試験、検査後	不良個所ごと	修正前、修正中、修正後をセットで撮影する	
コンクリート工事	型枠等	材料	搬入時	適宜	規格表示の確認
		型枠の組立状況	施工中	打設工区ごと	
		組立精度の確認状況	施工中	打設工区ごと	下振り、水平器等を使用する
		開口部、貫通孔、打込み金物等の設置状況	施工中	適宜	ドレン、スリット、アンカーボルト、スリーブ、断熱材等
	材料	受入れ試験の状況（塩化物量、スランプ、空気量）	試験時	試験ごと	監理者の立会い確認状況を撮影する
		供試体の採取状況	試験時	試験ごと	
	試し練り	試験立ち合い状況	試験時	試験ごと	
	コンクリート打設	打込み前の清掃状況	施工前	打設工区ごと	
		打ち込み前の散水状況	施工中	適宜	
鉄筋の保護状況		施工中	適宜		

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考	
コンクリート工事	コンクリート打設	送りモルタルの処理状況	施工中	打設工区ごと	送りモルタルは型枠内に打ち込まない	
		打込み、締め固め、タンピング状況	施工中	打設工区ごと	振動機の台数及び要員数が確認できるもの	
		こて押さえ状況	施工中	打設工区ごと		
		鉄筋等の養生、打込み後の清掃状況	施工中	打設工区ごと		
		打継ぎ後の状況	打設後	打設工区ごと		
	打込み後の品質管理	散水その他の養生の状況	散水その他の養生の状況	施工中	打設工区ごと	
			供試体の養生の状況	養生中	打設工区ごと	
		コンクリートの出来形確認状況	型枠 取外し後	打設工区ごと	部材の位置・断面寸法、表面の仕上がり状態、仕上りの平坦さ等	
		強度（調合強度管理試験用）の試験状況	試験中	試験ごと		
		豆板、空洞、コールドジョイント、有害なたわみ、ひび割れ等の有無の確認	型枠 取外し後	打設工区ごと	不良ランク（A、B、C）に分類し記録する	
		コンクリートの補修	施工中	補修箇所ごと	補修前、補修中、補修後をセットで撮影する	
		コーンの穴埋め処理状況	施工中	適宜		
		締付け金物の頭処理（ボルト頭処理、錆止め状況）	施工中	適宜		
	鉄骨工事	材料（工場）	鋼材の表示マーク	加工前	適宜	
			溶接材の表示マーク	溶接前	適宜	
鉄骨加工（工場）		現寸検査状況	検査時	適宜	監理者等の立会い確認状況を撮影する	
		溶接管理技術者、溶接技能者の確認	加工前	技術者ごと 技能者ごと		
		加工状況	施工中	適宜		
		溶接部の確認及び試験、検査状況（開先形状、仮付け、非破壊検査等）	確認時 試験、検査時	適宜		
		製品検査状況	検査時	適宜	監理者等の立会い確認状況を撮影する	
材料（現場）		アンカーボルト（形状、寸法）	搬入時	種別ごと		
		高力ボルトの表示マーク	搬入時	適宜	搬入量が確認できるようにする	
		溶接材の表示マーク	搬入時	適宜		
		溶接材料の保管状況	保管中	適宜		
		スタッドボルトの表示マーク	搬入時	適宜	搬入量が確認できるようにする	
		デッキプレート表示マーク	搬入時	適宜		
		耐火被覆材	搬入時	適宜	搬入量が確認できるようにする	
アンカーボルト		固定状況	施工中	適宜		
	柱底均しモルタルの状況	施工中	適宜			
建方	現場の仮置き状況	施工中	適宜			
	建方状況	施工中	節ごと	測量、状況		
	仮ボルトの状況	施工中	適宜			
	建入れ検査状況	検査時	節ごと			
高力ボルト接合	摩擦面の処理、錆の状況	搬入時	節ごと			
	締付け機器の確認状況	確認時	適宜			
	一次締め及びマーキングの状況	一次締め後	節ごと			
	本締め及びマーキングの状況	本締め後	節ごと			
	締付け確認検査状況	検査時	ロットごと			

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
鉄骨工事	溶接接合	溶接管理技術者、溶接技能者の確認	施工前	技術者ごと 技能者ごと	
		組立て、仮付け溶接の位置	施工中	適宜	
		仮付け溶接の状況	施工中	適宜	
		開先の状況(隙間、食違い、ルート間隔、開先角度及びルート面の加工精度等)	溶接前	適宜	
		溶接部の清掃状況	溶接前	適宜	有害物質の除去、母材の状況
		溶接の状況	施工中	適宜	
		溶接後の確認状況(欠陥の有無及び精度の確認)	溶接後	適宜	
		外観検査状況	検査時	検査ごと	検査者が確認できるものとする
	溶接接合	不合格溶接の補修状況	試験、検査後	不良箇所ごと	補修前、補修中、補修後をセットで撮影する
		スタッド溶接	溶接管理技術者、溶接技能者の確認	施工前	技術者ごと 技能者ごと
	耐火被覆	スタッドボルト検査状況	検査時	検査ごと	
		施工状況	施工中	適宜	
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成型セメント板工事	コンクリートブロック	材料(表示マークの確認)	搬入時	適宜	
		配筋及び継手の状況	施工中	適宜	
		縦遣り方の状況	検査中	適宜	
		ブロック積状況	施工中	適宜	積上げ高さが1.6mを超える場合は、施工日ごと
		モルタル及びコンクリートの充填状況	施工中	適宜	
	ALCパネル	材料(表示マーク、厚さ、寸法、取付金具等の確認)	搬入時	適宜	
		取付金具の状況	施工中	適宜	
		パネルの建込み状況	施工中	適宜	
		開口部の補強状況	施工中	適宜	
		溶接部の錆止めの施工状況	施工中	適宜	
	押出成型セメント板	材料(表示マーク、厚さ、寸法、取付金具等の確認)	搬入時	適宜	取付金物の表面処理状況
		取付金具の状況	施工中	適宜	
		パネルの建込み状況	施工中	適宜	
		開口部の補強状況	施工中	適宜	
		溶接部の錆止めの施工状況	施工中	適宜	

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
防水工事	材料	製造会社名、規格表示等の確認	搬入時	材料ごと	可使用期間の分かる表示
		使用材料の数量確認（搬入時）	搬入時	全数	副資材とも
		使用材料の数量確認（施工後）	施工後	全数	使用材の空缶、空袋を数量が確認できるように撮影し、使用量計算書に反映させる
	防水下地	下地面の清掃及び乾燥状況	施工前	適宜	
		水勾配の状況、突起の除去・欠損部の補修状況			
		出隅・入隅の面取の状況			
		成型緩衝材の取付状況			
	プライマー塗り	プライマー塗りの施工状況	搬入時	適宜	
		オープンタイムの経過状況	施工中	適宜	プライマー施工終了時刻から次工程開始時刻までの経過時間が分かるように撮影する
	防水層の施工	アスファルトの溶融	施工中	適宜	温度管理状況を撮影する
		アスファルトルーフィング防水シート等の各層の張付け状況	施工中	適宜	重ねしろ、出隅、入隅、立上がり部、端部、コンクリート打ち継ぎか所、ドレン廻りの増張状況等
		各工程の施工状況	施工中	工程ごと	標準仕様書又はメーカー仕様書に記載された、各工法の工程ごとの施工記録写真を撮影する
		脱気装置の施工状況	施工中	適宜	
	防水保護層等	絶縁用シートの施工状況	施工中	適宜	材料とも
		伸縮調整目地の施工状況	施工中	適宜	材料とも
		シーリング目地等の形状・寸法	施工前	適宜	幅及び深さ等
		下地の清掃状況	施工前	適宜	
		プライマー・バックアップ材又はボンドブレイカーの施工状況	施工中	適宜	
		溶接金網の施工状況	施工中	適宜	材料とも
		保護コンクリートの打設状況	施工中	適宜	
乾式保護材等の施工状況		施工中	適宜	材料とも	
各種試験	水張り試験	試験時	試験ごと	水張面の水位の経過確認ができるものを撮影する 下階の排水管廻り等の漏水の有無を確認したものを撮影する	
				シーリング材の接着性試験	試験ごと
石工事	材料	石の種類、寸法、厚さ、表面の仕上げ、裏面処理等	搬入時	適宜	
	施工	下地組の状況	完了時	適宜	
		取付金物の施工状況	施工中	適宜	材料とも
		裏込めモルタルの充填状況	施工中	適宜	湿式工法の場合
	空練りモルタルの敷込状況	施工中	適宜	床	

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
タイル工事	材料	表示マークの確認、役物の形状、寸法等	搬入時	適宜	
	下地ごしらえ	下地ごしらえの施工状況	施工中	適宜	
		下地の乾燥状況、水湿し状況	タイル施工前	適宜	
	施工	張付けモルタル又は接着剤の施工状況	施工中	適宜	
		タイルの張付け状況	施工中	適宜	
		目地(目地材、シーリング)の施工状況	施工中	適宜	
	検査	打診検査の実施状況	検査時	検査ごと	立会者がいる場合は、立会者が確認できるように撮影する
接着力試験の実施状況	試験時	試験ごと			
木工事	材料	表示マークの確認(多摩産材、集成材、合板等)	搬入時	適宜	
		防腐・防蟻処理材の表示マークの確認	搬入時	適宜	
		防虫処理材の表示マークの確認	搬入時	適宜	
		含水率の測定状況	搬入時	適宜	
	施工	下地材の施工状況(床組、壁組、建方、胴縁、野縁、釘等のピッチ)	施工中	適宜	スケール等で間隔が確認できるように撮影する
		継手・仕口の組立て状況			
		防腐・防蟻材の塗布状況			
		下地補強材の施工状況	施工中	適宜	金物等の取付用下地
	造作材の施工状況	施工中	適宜		
屋根及びとい工事	材料	表示マーク、寸法、厚さ等の確認	搬入時	適宜	屋根材料、とい等
	施工	下ぶき材の施工状況(重ねしろ、釘打ち等のピッチ)	施工中	適宜	スケール等で間隔が確認できるように撮影する
		屋根材の施工状況(重ねしろ、釘打ち等のピッチ)			
		といの施工状況(継手及び支持金物の状況)			
		防火区画を貫通する箇所の穴埋めの施工状況			
		天井・壁内の防露の施工状況			
		ルーフトレンの取付け状況			
金属工事	材料	各材料の表示マークの確認	搬入時	適宜	
		各部材の材質、形状、寸法表面処理等	搬入時	適宜	
	軽量鉄骨天井下地	取付け状況(吊りボルト、野縁受け、野縁等のピッチ)	施工中	適宜	スケール等で間隔が確認できるように撮影する
		吊りボルトの水平補強、斜め補強の状況	施工中	適宜	天井のふところが1.5m以上の場合
		開口部の補強状況	施工中	適宜	
		溶接部の錆止めの施工状況	施工中	適宜	
	軽量鉄骨壁下地	取付け状況(ランナーの打込みピン、スタッド、振れ止め等のピッチ)	施工中	適宜	スケール等で間隔が確認できるように撮影する
		開口部の補強状況	施工中	適宜	
		溶接部の錆止めの施工状況	施工中	適宜	
	その他の工法	各材料の確認	搬入時	適宜	
		各工法の施工状況	施工中	適宜	間隔等が定められているものや、見え隠れとなる部分を重点的に撮影する

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
左官工事	材料	製造会社名、規格表示等の確認	搬入時	材料ごと	可使用期間の分かる表示
		使用材料の数量確認（搬入時）	搬入時	全数	副資材とも
		防水剤等の添加状況	練り混ぜ時	適宜	
		使用材料の数量確認（施工後）	施工後	全数	使用材の空缶、空袋を数量が確認できるように撮影し、使用量計算書に反映させる
	施工	下地の清掃及び水湿しの状況	施工前	適宜	
		異種下地接続部の処理状況	施工中	適宜	
		下塗り後の水湿し及び乾燥状況			
		ひび割れ箇所の補修状況			
		水勾配の確認状況	確認時	確認ごと	
		各工程の施工状況（モルタル塗り、セルフレベリング材塗り、吹付材の吹付、仕上塗材仕上げ等）	施工中	工法ごと 工程ごと	標準仕様書又はメーカー仕様書に記載された、各工法の工程ごとの施工記録写真を撮影する
各工法の仕上がり状況の確認状況	施工後	工法ごと			
建具工事	材料	建具の種類、形状、寸法等の確認	搬入時	材料ごと	
		製品検査状況	検査時	適宜	監理者等の立会い確認状況を撮影する
		ガラスの種類、寸法、厚さ等の確認	搬入時	材料ごと	
	施工	見え隠れ部の塗装状況	施工中	適宜	扉の下端等
		アンカーの施工状況	施工中	適宜	ピッチが確認できるものとする
		取付精度の確認状況	施工中	適宜	下振り、水平器等を使用する
		枠廻りのモルタル詰め状況	施工中	適宜	杓摺、下枠は建具取付前防水モルタルの場合は防水剤の添加状況も撮影する
		建具用金物の取付状況	施工中	適宜	
		網入りガラスの小口の防錆処理の状況	施工中	適宜	複層ガラスの場合は、工場撮影する
		ガラスのはめ込み状況	施工中	適宜	シーリング、ガスケット等を含む
カーテンウォール工事	材料	工場製作状況	製作時	適宜	特にPCの場合は、配筋等の不可視部分を撮影する
		製品検査状況	検査時	適宜	監理者等の立会い確認状況を撮影する
		表示マーク、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜	
	施工	取付金物の施工状況	施工中	適宜	
		主要部材の取付状況	施工中	適宜	
		取付精度の確認状況	施工中	適宜	下振り、水平器等を使用する

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考					
塗装工事	材料	製造会社名、表示マーク等の確認	搬入時	材料ごと	可使用期間の分かる表示					
		使用材料の入荷数量確認	搬入時	全数						
		使用材料の数量確認（施工後）	施工後	全数	使用材の空缶を数量が確認できるように撮影し、塗布量計算書に反映させる					
	施工	素地ごしらの施工状況（汚れ、付着物除去、研磨紙ずり、節止め、油類除去、穴埋め、パテかい等）	さび止め塗料塗りの施工状況（下塗り、研磨紙ずり、パテかい、中塗り、上塗り等）	各工法ごとの施工状況（下塗り、研磨紙ずり、パテかい、中塗り、上塗り等）	見え隠れ部分の施工状況	オープンタイム、乾燥時間の経過状況	種別ごと 工程ごと	標準仕様書に記載された各下地面各種別の工程ごとの施工記録写真を撮影する		
									適宜	
									適宜	前工程施工終了時刻から次工程開始時刻までの経過時間が分かるように撮影する
									適宜	
		適宜								
	内装工事	材料	各材料の規格表示、材質、形状、寸法等の確認の確認	搬入時	適宜	接着剤、糊等を含む				
			使用材料の数量確認（搬入時）	搬入時	全数	塗床等、使用数量確認が必要な工法について撮影する				
使用材料の数量確認（施工後）			施工後	全数	使用材の空缶を数量が確認出来るように撮影し、塗布量計算書に反映させる					
施工		下地の状況（清掃、乾燥等）	施工前	適宜						
		ビニル床シート、ビニル床タイル、カーペット等の施工状況	施工中	適宜						
		塗床の施工状況	施工中	工程ごと	標準仕様書に記載された各工法の工程ごとの施工記録写真を撮影する					
		フローリングの施工状況	施工中	適宜	固定方法（釘留め、接着等）が確認できるように撮影する					
		せっこうボード、合板等の留付け間隔の確認	施工中	適宜	スケール等で間隔が確認できるように撮影する					
		せっこうボードの直張り用接着剤の間隔の確認								
		せっこうボードの目地工法の施工状況	施工中	適宜	標準仕様書に記載された各目地工法の種類の工程ごとの施工記録写真を撮影する					
		せっこうボード、合板等の下張りの施工状況	施工中	適宜						
		せっこうボードの隠ぺい部の施工状況（防火区画等）	施工中	適宜						
		壁紙張りの素地ごしらの施工状況（汚れ、付着物除去、研磨紙ずり、穴埋め、パテかい等）	施工中	適宜	標準仕様書に記載された、各下地面各種別の工程ごとの施工記録写真を撮影する					
		壁紙張りの施工状況	施工中	適宜						
		断熱材の施工状況	施工中	適宜						
		断熱材の吹付け厚さの確認状況	確認時	適宜	確認ピンの長さ及び差し込み状況を撮影する					

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
ユニット及びその他の工事	材料	各材料の表示マークの確認	搬入時	適宜	
		各材料の材質、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜	
	施工	階段滑り止めの施工状況	施工中	適宜	固定方法、固定間隔等が確認できる写真を撮影する
		フリーアクセスフロアの施工状況	施工中	適宜	特に端部の現場加工品の据え付け状況写真を撮影する
		トイレブースの施工状況	施工中	適宜	固定方法、固定間隔等が確認できる写真を撮影する
		階段滑り止めのアンカー施工状況	施工中	適宜	
		ブラインドの施工状況	施工中	適宜	
		煙突ライニングの施工状況	施工中	適宜	特に内部の状況やキャストブル耐火材等の目視確認が困難な箇所を撮影する
		可動間仕切の施工状況	施工中	適宜	仕様及び固定方法等が確認できる写真を撮影する
		移動間仕切のハンガーレール及び下地の施工状況	施工中	適宜	下地の部材、取付間隔が確認できるもの 防火区画や遮音仕様の場合は、仕様が確認できる写真を撮影する
		移動間仕切の施工状況	施工中	適宜	
		家具類の施工状況	施工中	適宜	
		プレキャストコンクリートの製作状況（工場）	製作中	適宜	配筋状況、取付金物、コンクリート等、仕様が確認できるもの
		プレキャストコンクリートの施工状況	施工中	適宜	
		間知石積みの施工状況（裏込めコンクリート、水抜き設置状況等）	施工中	適宜	
		その他（材料規格寸法、） （施工状況）	搬入時 施工時	材料ごと 適宜	

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
外構工事	路床	締固めの施工状況	施工中	適宜	
		締固め後の高さの計測状況	計測時	適宜	
		支持力比(CBR)試験の状況	試験時	試験ごと	実施した場合
		路床版締固め度の試験状況	試験時	試験ごと	実施した場合
		しゃ断層の施工状況(締め固め、高さの計測状況)	施工中	適宜	しゃ断層がある場合
		フィルター層の施工状況(締め固め、高さの計測状況)	施工中	適宜	フィルター層がある場合
		砂の粒度試験の状況	試験時	試験ごと	実施した場合
	路盤	各層の敷均し及び締め固めの施工状況	施工中	適宜	
		各層の締め固め後の高さ及び厚さの計測状況	計測時	適宜	500㎡ごとに計測
		路盤の締固め度の試験状況	試験時	試験ごと	
	アスファルト舗装	プライムコートの散布状況	施工中	適宜	
		タックコートの散布状況	施工中	適宜	
		アスファルト混合物等の敷均し状況	施工中	適宜	
		アスファルト混合物等の敷均し温度の管理状況	施工中	全数	温度計が読み取れるように撮影する
		アスファルト混合物等の締め固め状況	施工中	適宜	
		アスファルト混合物等の転圧時の温度の管理状況	転圧前、後	適宜	温度計が読み取れるように撮影する
		切取り試験の状況(コア採取、厚さの確認等)	試験時	試験ごと	2,000㎡以下は3個
		舗装の平坦性の確認状況	確認時	適宜	散水の上、目視確認
		アスファルト混合物等の抽出試験の状況	試験時	試験ごと	実施した場合
	コンクリート舗装	プライムコートの散布状況	施工中	適宜	
		伸縮調整目地の施工状況	施工中	適宜	材料とも
		コンクリートの打設状況	施工中	適宜	
		溶接金網の材料及び施工状況	施工中	適宜	溶接金網はコンクリート打設中に敷込む
		コンクリート版の厚さの試験状況(コア採取、厚さの確認等)	試験時	試験ごと	実施する場合は、500㎡ごとに1個
		舗装の平坦性の確認状況	確認時	適宜	散水の上、目視確認
	カラー舗装	試験状況	試験中	試験ごと	
		施工状況	施工中	適宜	
	透水性アスファルト舗装	試験状況	試験中	試験ごと	
		施工状況	施工中	適宜	
	ブロック系舗装	各材料の規格表示、種類、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜	
		ブロック系舗装の施工状況	施工中	適宜	
		舗装施工完了後の転圧状況	施工中	適宜	
試験状況		試験中	試験ごと		
縁石及び側溝	各材料の規格表示、種類、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜		
	縁石及び側溝の施工状況	施工中	適宜		

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
外構工事	排水工事	各材料の規格表示、種類、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜	
		施工状況	施工中	適宜	掘削状況、深さ 根切底の状況、山留めの状況 埋戻しの状況 排水管、柵、ふた、グレーチング等の施工状況
		設置高さ、深さ等の確認状況	確認時	適宜	
		通水試験の状況	試験時	適宜	
	その他の外部工事	各材料の規格表示、材質、種類、形状、寸法等の確認	搬入時	適宜	
施工状況		施工中	適宜	擁壁及び基礎等の構造物については、鉄筋及びコンクリート工事に準じた写真を撮影する	
植栽及び屋上緑化工事	植栽地の確認等	植栽地の土壌の水素イオン濃度（pH）及び水溶性塩類（EC）等の試験状況	試験時	試験ごと	実施した場合
	植栽基盤の整備	植栽基盤の整備状況	施工中	適宜	
		土壌改良材の施工状況	施工中	適宜	
		防草シート、耐根シート等の施工状況	施工中	適宜	
		排水層等の施工状況	施工中	適宜	
		有効土層の厚さの確認状況	確認時	適宜	樹種ごとに最低1箇所
	材料	樹種、樹高、幹周、幹巻き等の確認	搬入時	適宜	
		支柱材の種類、客土の土質等の確認	搬入時	適宜	
		屋上緑化システム各構成層の確認	搬入時	材料ごと	
		屋上緑化システムの各構成材の施工状況	施工中	適宜	
	植樹	植樹の施工状況（植付け、支柱、かん水等）	施工中	適宜	
		かん水装置の施工状況	施工中	適宜	
	施工	客土の厚さ	施工中	適宜	
植樹の施工状況（植穴、支柱）		施工中	適宜		
芝張り及び吹付けは種の施工状況		施工中	適宜		

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
防水改修工事	既存防水層の処理	既存保護層の撤去状況	施工中	適宜	撤去する場合
		既存防水層の撤去状況	施工中	適宜	撤去する場合
	既存下地の補修及び処置	既存コンクリート、モルタル面の下地の補修及び処置状況(清掃、ひび割れ補修、欠損部の補修、水はけ不良の補修等)	施工中	工程ごと	標準仕様書に記載された各工法の工程ごとの施工記録写真を撮影する
		既存防水層の補修及び処置状況(清掃、損傷個所の補修、継目等の補修、浮き部の補修等)	施工中	工程ごと	標準仕様書に記載された各工法の工程ごとの施工記録写真を撮影する
		入隅、出隅等の補修及び処置状況(面取り、直角の処理等)	施工中	適宜	
	ルーフトレン回りの処理	架台及び貫通配管回り等の処置状況	施工中	適宜	特に施工が困難な個所を重点的に撮影する
		下地の処理の状況	施工中	工程ごと	
		改修用ルーフトレンの材料の確認	搬入時	適宜	
	シーリング材の試験	改修用ルーフトレンの施工状況	施工中	適宜	
		接着性試験の状況	試験中	試験ごと	
その他は防水工事、屋根及びとい工事、金属工事による					
外壁改修工事	施工数量調査	ひび割れの幅及び長さ、はがれ及び欠損部、浮き部、劣化部、はく離部分等の確認	調査時	全数	契約変更を行う場合は、根拠資料となるものなので、必ず全数記録する
	材料	使用材料の数量確認(搬入時)	搬入時	全数	副資材とも 可使用期間の分かる表示
		使用材料の数量確認(施工後)	施工後	全数	使用材の空缶、空袋を数量が確認できるように撮影し、使用量計算書に反映させる
	施工(樹脂注入工法)	注入間隔等の確認	施工中	適宜	間隔又は㎡当たりの本数が確認できるものを撮影する
		注入圧の確認	施工中	適宜	
		樹脂注入工法の施工状況	施工中	適宜	工程ごとの施工状況を撮影する
		コア抜取りによるひび割れ部の注入状況の検査状況	検査時	検査ごと	実施する場合 抜取り部分の補修状況も撮影する
	施工(Uカットシール材充填工法)	充填工法の施工状況	施工中	適宜	
		シーリング材のサンプリング状況	サンプリング時	ロットごと	2成分形シーリング材を用いる場合
		充填材の仕上り状態及び硬化状態の確認状況	確認時	確認ごと	
	施工(タイル張替え工法)	タイル張替え工法の施工状況	施工中	適宜	
		打診検査の実施状況	検査時	検査ごと	立会者がいる場合は、立会者が確認できるように撮影する
		接着力試験の実施状況	試験時	試験ごと	
施工(塗り仕上げ外壁改修)	既存塗膜の除去状況	施工中	適宜		
	除去後の下地確認状況	確認時	適宜		
その他はコンクリート工事、左官工事、タイル工事、塗装工事による					

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
建具改修工事	施工（かぶせ工法）	既存枠及びあと施工アンカー施工状況	施工中	適宜	
		建具改修の施工状況	施工中	適宜	
	施工（撤去工法）	撤去状況及びあと施工アンカー施工状況	施工中	適宜	
		建具改修の施工状況	施工中	適宜	
その他は建具工事による					
内装改修工事	撤去	既存内装材の撤去状況	施工中	適宜	
		アスベスト含有材の撤去状況（飛散防止材、養生、手拭し、仮置き等の状況）	施工中	適宜	アスベスト含有材等については、適切に撤去、処分されている状況が分かる写真を撮影する
	施工	既存埋込みインサートの引き抜き試験状況	試験時	試験ごと	既存埋込みインサートを使用する場合
		あと施工アンカーの引き抜き試験状況	試験時	試験ごと	実施する場合
その他はタイル工事、木工事、左官工事、塗装工事、内装工事による					
塗装改修工事	施工	下地調整の施工状況（既存塗膜の除去、汚れ、付着物除去、研磨紙ずり、油類除去、節止め、穴埋め、パテかい等）	施工中	種別ごと 工程ごと	標準仕様書に記載された各下地面各種別の工程ごとの施工記録写真を撮影する
	その他は塗装工事による				
耐震改修工事	あと施工アンカー	使用材料の確認（表示マーク、径、有効長さ、接着剤等）	搬入時	全数	副資材とも
		施工管理技術者、技能者の確認	施工前	技術者、 技能者ごと	資格者証等の顔写真が判別できるように撮影する
		埋込み配管、既存鉄筋等の探查状況	施工前	適宜	
		埋め込み長さの確認	施工中	適宜	スケール等の器具を使用する
		定着長さの確認	施工中	適宜	スケール等の器具を使用する
	鉄筋コンクリート壁の増設工事	あと施工アンカーの性能確認試験状況（引張試験、打音検査）	試験時	ロットごと	3本/ロット 打音検査は全数
		既存仕上げ等の撤去状況	施工中	適宜	
		打継ぎ面の目荒し状況	施工中	適宜	
	柱補強工事	鋼板等の組立て検査状況	検査中	検査ごと	
	グラウト材	使用材料の確認（製造会社名、規格表示、数量等）	搬入時	全数	副資材とも
		グラウト材の注入状況	施工中	適宜	
		グラウト材の試験状況	試験時	試験ごと	
	その他は土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事による				
石綿除去工事	石綿含有建材の除去及び処理	除去	施工中	適宜	
		保管、集積状況	搬出前	適宜	
		搬出状況	搬出時	搬出ごと	搬出業者名が分かるもの
		廃棄状況	廃棄時	廃棄ごと	廃棄先
その他は共通事項の建設副産物による					

3 電気設備工事

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
仮設工事	仮設工事全体	切廻し配管・配線等の工事	施工中	該当箇所ごと	
		機器の取付け状況	施工中	室ごと	
		リース機器の据付け状況	施工中	機器ごと	
		その他	施工中	適宜	
配管工事	埋込・隠ぺい配管	コンクリート埋込部分、間仕切内配管及び天井裏の隠ぺい配管の状況	施工中	適宜	
		配管及び位置ボックスのボンディング状況	施工中	適宜	
		インサート等の配管支持材の固定状況	施工中	適宜	
		プルボックス及び位置ボックス内の電線接続状況	施工中	適宜	
		防水層貫通箇所の処理状況	施工中	該当箇所ごと	
	特殊場所の配管	ガス、蒸気、粉じん危険場所の防爆処理状況	施工中	適宜	見えかくれする箇所を選んで撮影する。
		湿気の多い場所の防湿、防滴処理状況	施工中	適宜	
		塩害等のある場所の防食処理状況	施工中	適宜	
貫通工事	電線・配管等の防火区画貫通部	防火区画貫通箇所の耐火処理状況	施工中	該当箇所ごと	容易に確認できない箇所とする。
器具取付工事	照明器具その他の器具の支持	躯体からの支持取付け状況	施工中	適宜	
		埋込支持取付の状況	施工中	適宜	
接地工事	接地状況	接地極の形状寸法及びその埋設状況	施工中	該当箇所ごと	
		接地極と導線との接続状況	施工中	該当箇所ごと	
土工事	根切及び床付け	「2 建築工事」による			
	山留め	「2 建築工事」による			
	残土処分	「2 建築工事」による			
	基礎地業	「2 建築工事」による			
外構工事	埋戻し、盛土	「2 建築工事」による			
	建柱工事	電柱、支線、支柱の根入れ及び根かせの取付け状況	施工中	該当箇所ごと	
		灯柱等の基礎施工状況	施工中	該当箇所ごと	
	地中電線路	管等の寸法及び敷設状況	施工中	適宜	
		ハンドホール、マンホールの寸法及び施工状況	施工中	該当箇所ごと	既製品を使用する場合は除く。
屋上施設	避雷針突針部	避雷針突針部の取付状況及び避雷導体と建物構造体との接続状況	施工中	該当箇所ごと	
	空中線	空中線、支持管及び建物との取付状況	施工中	該当箇所ごと	

工 種	区 分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備 考
据付工事	基礎工事	機器据付時のアンカーボルトの施工状況	施工中	一機種ごと	
		受変電、発電設備等の機器基礎の施工状況 地業・配筋・コンクリート等の施工状況	施工中	箇所ごと	
試験及び総合調整	試験実施状況	絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、継電器試験、絶縁耐力試験及び動作試験実施状況	試験時	測定又は試験ごと	
		工場、試験場等における試験の実施状況	試験時	該当機種及び試験項目ごと	
		受信点での調査状況	試験時	受信点ごと	
		受信端末における試験の状況	試験時	端末試験ごと	

4 機械設備工事

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
仮設工事	仮設物等	足場、指定仮設等の状況	施工中	適宜	
土工事及び地業工事	根切り及び床付け	「2 建築工事」による			
	山留め	「2 建築工事」による			
	残土処分	「2 建築工事」による			
	埋戻し及び盛土	「2 建築工事」による			
鉄筋コンクリート工事	鉄筋の組立	「2 建築工事」による			
	コンクリート打設	「2 建築工事」による			
鋼材工事	機材	規格、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと 規格ごと	
	据付け	溶接等施工状況	施工中	適宜	溶接は開先形状、仮付け等の状況
配管工事	機材	規格、保管状況等	搬入時	機材ごと 規格ごと	
	据付け	機器回り、天井下地(巻出し配管)、溶接等施工状況、勾配確保状況、吐水口空間等	施工中	系統ごと 工程ごと	代表箇所の施工状況 隠ぺい箇所、保温、塗装前も撮影する
	管の加工	ねじ加工、溝加工等の状況	施工中	工程ごと	
	管の接合	各種接合の施工状況	施工中	種接合方法ごと 工程ごと	代表箇所の施工状況 保温により隠ぺいされる部分も撮影する
		異種管の接合及び伸縮管継手等	施工中	施工箇所ごと	保温により隠ぺいされる部分も撮影する
	吊り及び支持	吊り状況、支持間隔等の施工状況、耐震支持状況等	施工中	階ごと 適宜	
	埋設配管 (コンクリート類埋設配管含む)	根切り、埋戻し状況及び床付け	施工中	適宜	
		給水管と排水管の交差状況、離隔距離の確保状況	施工中	施工箇所ごと	
		埋設表示テープの状況	施工中	適宜	
		埋設深さ	計測時	適宜	
		防食処理の状況	施工中	適宜	
	防水層貫通部	貫通状況	防水層施工前及び施工後	施工箇所ごと	
	躯体貫通部	スリーブ・インサート及び箱入れ箇所	施工中	外壁等防水部ごと 各階ごと	コンクリート打設前の状況
		エキスパンション部、防火区画	施工中	施工箇所ごと	隠ぺい箇所も撮影する
管内の洗浄	フラッシングの状況	洗浄中	洗浄箇所ごと		
試験	水圧試験、満水試験、耐圧試験等の状況	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する	
保温・塗装及び防錆工事	材料	規格、保管状況等	搬入時	材料ごと 規格ごと	
	保温	施工状況、品質管理状況等	施工中	保温の種別ごと 工程ごと	
	塗装	施工状況、品質管理状況等	施工中	塗装の種別ごと 工程ごと	素地ごしらえから上塗りまで工程ごとに撮影する
	防錆	施工状況等	施工中	防錆の種別ごと 工程ごと	前処理から防錆処理まで工程ごとに撮影する
電気設備工事	「3 電気工設備事」による				

工 種	区 分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備 考	
給排水衛生 設備工事	機材	規格、銘板、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと 規格ごと	銘板又は型式の分かるものを撮影する	
	機器、器具据付け	本体、銘板、施工状況等	施工中	適宜	隠ぺい箇所も撮影する タンク類は清掃、消毒の状況も撮影する	
		高所等の危険箇所及び水没箇所等	施工中	適宜		
		アンカーボルトの固定状況、埋込み深さの確保状況等	施工中	機器1台ごと	コンクリート打設前の状況	
		基礎の打設状況、鋼材の施工状況等	施工中	適宜		
		レベル調整、耐震措置状況等	施工中	適宜		
	衛生陶器の施工	コンクリート内埋込み保護状況、耐火カバーの設置状況等	穴埋め前	各階便所ごと 種別ごと		
	本管接続等	水道本管分岐状況	埋戻し前	適宜	角度を変え撮影する	
		下水道本管接続状況	埋戻し前	適宜	角度を変え撮影する	
	排水トラップ	床下の配管トラップ	防露前	施工箇所ごと		
	柵類	施工状況	施工中	種別ごと 工程ごとに 適宜		
	既設管の取合い	分岐等施工状況	施工中	施工箇所ごと	隠ぺい箇所も撮影する 角度を変え撮影する	
	試験	機器（点火、耐圧、能力、騒音、その他試験状況）、タンク類（内部防錆被膜、満水、水圧等）	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する	
ガス設備工 事	都市 ガス 設備	機材	規格、銘板、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと 規格ごと	銘板又は型式の分かるものを撮影する
		本管接続等	ガス本管分岐状況	埋戻し前	適宜	角度を変え撮影する
		配管	本表の配管工事による			
		試験	気密試験及び点火試験	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する
	液化石油 ガス 設備	材料	本表の配管工事による			
		配管	本表の配管工事による			
		試験	気密試験及び点火試験	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
ダクト及び付属品工事	機材	規格、保管状況等	搬入時	機材ごと規格ごとに適宜	板厚、継目等の状況も撮影する
	据付け	接続等施工状況、勾配確保状況、品質管理状況等	施工中	系統ごと各種工法ごと工程ごと	代表箇所の施工状況 隠ぺい箇所、保温・塗装前も撮影する
	ダクトの補強	施工状況	施工中	補強の方法ごと	保温前
	吊り及び支持	吊り状況、支持間隔等の施工状況、耐震支持状況等	施工中	階ごと	
	躯体貫通部	スリーブ・インサート及び箱入れ箇所	施工中	外壁等防水部ごと階ごと	コンクリート打設前の状況
		エキスパンション部、防火区画	施工中	施工箇所ごと	隠ぺい箇所、防火区画貫通部のダクト板厚等の状況も撮影する
	ダクトのシール	多湿箇所のシール施工状況	施工中	系統ごと	
	消音	内張り施工状況	施工中	施工箇所ごと	
	外気取入れガラリ	防虫網等の施工状況	施工中	施工箇所ごと	施工後確認出来ない箇所は撮影する
ダンパー類	防火ダンパー等の躯体取付け、吊り状況	施工中	適宜	角度を変え撮影する	
空気調和設備工事	機材	規格、銘板、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと規格ごと	銘板又は型式の分かるものを撮影する
	機器据付け	本体、銘板、施工状況、冷媒充填状況等	施工中	適宜	隠ぺい箇所も撮影する
		高所等の危険箇所及び水没箇所等	施工中	適宜	
		アンカーボルトの固定状況、埋込み深さの確保状況等	施工中	機器1台ごと	コンクリート打設前の状況
		基礎の打設状況、鋼材の施工状況等	施工中	適宜	
		レベル調整、耐震措置状況等	施工中	適宜	
	試験	機器（点火、耐圧、能力、騒音、その他試験状況）、タンク類（内部防錆被膜、満水、水圧等）	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する
総合試運転調整	機材	試験用機器（規格、銘板等）	試験前	試験ごと	
	試験	機器試験（着火、器具通水等）	試験時	試験ごと	
		配管試験（放水、圧力、水質、排水管導通等）	試験時	試験ごと	
		総合試験（風量、騒音、水量、温度、湿度、振動その他）	試験時	試験ごと	

工種	区分	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	備考
自動制御設備工事	機材	形状、寸法、規格、銘板、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと 規格ごと	銘板又は型式の分かるものを撮影する
	機器据付け	本体、銘板、施工状況等	施工中	適宜	隠ぺい箇所も撮影する
		アンカーボルトの取付け状況	施工中	制御盤 1面ごと	
	低圧屋内配線に該当する配線	「3 電気工事」による			
試験	動作、絶縁抵抗試験等の状況	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する	
昇降機設備工事	機材	形状、寸法、規格、銘板、保管状況、搬入状況等	搬入時	機材ごと 規格ごと	銘板又は型式の分かるものを撮影する
	機器据付け	施工状況、耐震措置状況、防火区画処理状況等	施工中	施工箇所ごと	
	機械室	マシンビームの躯体据付け状況	施工中	施工箇所ごと	
		機器アンカーボルト埋込み施工状況	施工中	機器1台ごと	
		埋込み配管施工状況	施工中	適宜	角度を変え撮影する
	昇降路	レール止めアンカーボルト埋込み施工状況	施工中	適宜	レールブラケット溶接部も撮影する
		ピット部機器アンカーボルト埋込み施工状況	施工中	適宜	
		レール芯出し施工状況	施工中	適宜	
	乗場	三方枠取付けアンカーボルト埋込み施工状況	施工中	各階ごと	穴埋め前
	塗装	施工状況	施工中	塗装の種別ごと 工程ごと	素地ごしらえから仕上げ塗りまで工程ごとに撮影する
	電気設備工事	「3 電気設備工事」による			
試験	負荷試験、調速機の作動試験等の状況	試験時	試験ごと	試験用機器も撮影する	
医療ガス設備工事	機材	規格（表示マーク、種別、口径等）、保管状況等	搬入時	機材ごと 規格ごと	配管、管接手付属品、景気、その他
	配管工事	配管工事による	施工中	適宜	つり状況、支持部、識別等及び隠ぺい箇所も撮影する
	機器据付け 試験	取付位置、固定方法等 系統試験、気密試験、配管内洗浄度試験、茶道試験、性能試験等の状況	施工中 試験時	適宜 試験ごと	試験用機器も撮影する
その他の施工一般の確認	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて適宜撮影する。	

※東京都 財務局工事記録写真撮影要領（令和2年4月）工種別撮影対象一覧表を適用

付則－２ IS09001 適用工事（建築工事）

1 一般事項

（１）適用範囲及び一般事項

ア 本付則は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する建築工事（以下「工事」という。）において、契約後の協議により対象とする工事に適用する。

イ 本付則が適用される工事（以下「本工事」という。）において受注者は、「品質管理書類」を作成する。

（２）用語の定義

ア 「品質管理書類」とは、当局が建築工事標準仕様書で要求している出来高・品質管理等に関する書類に加え、受注者が認証取得した JIS Q 9001（IS09001）にのっとり作成した記録全般をいう。

イ 提示とは受注者が監督員に対し、又は監督員が受注者に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示して説明することをいう。

（３）提出書類

ア 受注者が提出する工事施行に係る提出書類の様式、提出時期等は、別表「IS09001 適用工事受注者提出書類処理一覧」による。ただし、定めのない提出書類については、監督員と協議の上、定める。

イ 受注者は、別表「IS09001 適用工事受注者提出書類処理一覧」に示す保管文書について、常に提示及び提出が可能なように適切に保管するとともに工事完了時までに提出する。

2 着 手

（１）受注者は、原則として「施工計画書」に「品質管理書類」として使用する書式を添付し、監督員に提出する。

（２）「施工計画書」には、標準仕様書等で定められた出来高管理項目及び品質管理項目

に基づき、各工事で必要とされる管理項目を選定し、記載する。ただし、それ以外で受注者が独自に掲げた項目については、そのまま管理項目として記載してもよいこととする。

3 施工管理

受注者は、工事目的物の品質記録について、受注者の責任により遅滞なく「品質管理書類」に記載し、監督員の要求があった場合は提示する。

4 工事材料の品質及び検査

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員の要求があった場合は提示する。

また、当局が別途定める「材料検査手続及び方法一覧」に基づき、指示された材料の使用に当たっては、「材料検査請求書」を監督員に事前に提出し、検査を受けるものとする。

5 工事一般

(1) 品質管理の実施

ア 本工事について受注者は、標準仕様書等で定められた出来形管理項目及び品質管理項目に基づき管理を実施し、その結果を遅滞なく「品質管理記録表」に記録し、保管する。

また、監督員からの要求があった場合には、速やかに書類を提示する。

イ 受注者は、「品質管理書類」に記載する検査担当者及び検査責任者を「施工計画書」の組織表に記載する。

(2) 内部品質監査

ア 受注者は、本工事における内部品質監査の監査員名、資格(自社の品質システム又は品質マネジメントシステムで規定したものをいう。)及び内部品質監査の実施

計画を「施工計画書」に記載する。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議する。

イ 本工事について受注者は、工事の品質向上を目的とした内部品質監査を現場着手後に実施し、監督員の要求があった場合、監査結果（記録写真を含む。）を提出する。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議する。

別 表

ISO9001適用工事 受注者提出書類処理一覧

	書類の名称	工事区分	事務処理区分			関係規定等	備 考
			提出	保管	不要		
工事着手に関するもの	施 工 計 画 書	土設	○			仕 様 書	品質管理書類の書式を添付
	注入工事施工計画書	土	○			〃	
日・月報に関するもの	作 業 日 報	土設		○		〃	
	シールド掘進日報	土		○		〃	
	注 入 日 報	土		○		〃	
	埋設物点検日誌	土		○		〃	
	p H 測 定 記 録	土		○		〃	
	添付書類 分析回数総括表						
	酸素濃度測定日報	土		○		〃	
工事施工予定週報	土		○		〃		
材料に関するもの	材料搬入予定調書			○		「下水道局材料検査等の実施基準に関する要綱」	
	材料調査請求書			○			
施 工	工期延長協議書		○			契 約 書	
	添付書類 理 由 書						
	実 施 工 程 表						

に 関 す る も の	工事施工に係る 条件変更の確認請 求書		○			〃	
	承諾申請書		○			仕様書	JIS規格、土木工事標準仕様書中に 規定された認定資器材以外
	承諾申請書				○	仕様書	JIS規格、土木工事標準仕様書中に 規定された認定資器材について
	協議書		○			契約書	
	承諾書		○			〃	
	検討函	設	○			仕様書	
	承諾函	設	○			〃	
品質管理記録表			○		本付則で定める事項を 記載した任意の様式		

※保管：施工中は常に提示及び提出が可能なように適切に保管し、監督員の要求があつた場合に提示する。また、検査時に提出する。
 なお、完成図書として紙又は電子データとして1部提出する。

付則－3 契約後V E対象工事

1 V E 提案

「V E 提案」とは、下水道局工事請負契約約款(以下「約款」という。)第18条の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が下水道局に行う提案をいう。

2 V E 提案の範囲

受注者がV E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により契約金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

3 V E 提案書の提出

(1) 受注者は、前項のV E 提案を行う場合は、下水道局と事前に協議の上、V E 提案書を作成し、契約締結の日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、監督員に提出する。

(2) V E 提案の提出に係る全ての費用は、受注者の負担とする。

(3) V E 提案の提出できる回数は、原則として1回とする。

4 V E 提案の採否

(1) V E 提案の採否については、V E 提案の受付後14日以内に、V E 提案採否通知書により受注者に通知する。ただし、この期間は、受注者の同意を得た上で、これを延長することができる。

(2) V E 提案を採用しない場合、前号の通知はその理由を付して行う。

5 V E 提案が適正と認められた場合の設計変更等

(1) 下水道局は、V E 提案を採用した場合は、下水道局の積算基準等により、変更金額を算出する。

(2) V E 提案を採用した後、V E 提案以外の理由により、約款第17条の条件変更

が生じた場合であっても、V E 管理費については、原則として変更しない。

なお、V E 管理費とは、V E 提案により契約金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額をいう。

(3) V E 提案に係る工事部分については、採用通知を受けたときから施工できる。

6 責任の所在

(1) V E 提案が採用され、設計図書の変更が行われた場合においても、V E 提案を行った受注者は、責任を免れない。

(2) 受注者は、V E 提案に係る工事部分において、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

付則－４ 建築工事電子成果品作成要領

1 定義

「建築工事電子成果品作成要領」（以下、「本要領」という。）は、建築工事標準仕様書に規定する工事帳票、完了図、工事記録写真等を電子成果品として提出する場合等における電子データの仕様を定めたものである。

2 電子成果品の作成

(1) 電子成果品の対象、データ形式

ア 電子成果品の対象、ファイル形式は以下のとおりとする。

対象	ファイル形式
工事帳票	オリジナルファイル
	PDF形式
完了図	SXF（P21）形式
	CADソフトのオリジナルデータ
	Tiffデータ 白黒（2値） G4圧縮（シングルページ）
工事記録写真	JPEG写真

イ 本付則に定める以外に、電子化について協議の整った提出書類については、電子化して提出する。

(2) 工事帳票

ア 電子データによる提出が可能な書類については、受注者等提出書類基準の「提出書類一覧」によること。受注者等提出書類基準は、東京都下水道局ホームページから入手できる。（https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/data/kankou/juchusha-kijyun_r0304）

イ オリジナルファイルとは、ワープロ、表計算ソフト等で作成した電子データのこと。

ウ オリジナルファイルを提出する対象や作成するソフトウェア及びファイル形式は監督員と決定する。

なお、紙をスキャニングして作成した電子データは除く。

エ 情報共有システムにより電子データで提出、交換等された書類については、電子データによる提出とする。

(3) 完了図

ア 契約図書の図面がCADデータの場合のみ、完了図のCADデータを電子成果品とする。

イ 工事完了図電子データは、完了図（原図）を監督員に提出して承認を受けた後、作成する。

ウ 電子データの作成は、紙面で提出する完了図と同等の表現（用紙サイズ、縮尺、線号・線種、文字フォント、記号図柄等）を確保できるように作成する。

エ 解像度はA1の用紙サイズで300dpiとする。

(4) 工事記録写真

ア 電子媒体は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に準拠したフォルダ・ファイル構成で作成するとともに、必ず編集・管理したビューソフトを入れておくこと。

また、ビューソフトの操作が誰にでも容易に分かるよう、簡単な操作マニュアル等を添付すること。

イ 電子黒板を用いた写真（以下「電子黒板写真」という。）の納品については、本付則に従って提出するものとする。

また、納品時に受注者は一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム

(信憑性チェックツール) URL <https://www.jcomsia.org/kokuban/>

3 電子成果品の提出方法

(1) 電子媒体、提出部数

ア 電子成果品を電子媒体 (CD-R又はDVD-R) (以下「CD-R等」という。) で2部提出すること。

イ CD-R等への書込みは、追記ができない形式で行うこと。

ウ CD-R等の論理フォーマットは、IS09660 (レベル1)、Joliet及びUDFを原則とする。

(2) 電子媒体ラベル

ア ケース及びCD-R等に必要項目を記載し (別紙1参照)、必ず当局の確認を受けること。

(3) ウイルスチェック

ア 納品すべき成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行うこと。

イ ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用すること。

ウ 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート) したものを利用すること。

(4) 電子媒体納品書

ア 納品に当たっては、別紙2を提出すること。

4 その他

(1) 電子成果品の納品に要する費用

ア 電子成果品の納品に要する費用は、受注者の負担とする。

(2) 既設管関連データの提供

ア 受注者は、工事において、下水道台帳情報システムの既設管関連データ (CD-R等) を借用するに当たっては、別紙3を提出すること。

電子媒体への記載例（工事記録写真、ケース用）

- ① 工事番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号
- ② 工事件名：〇〇〇幹線〇〇工事
- ③ 工期：〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
- ④ 受注者名：〇〇下水道建設(株)
- ⑤ 監理技術者：下水太郎
- ⑥ 媒体区分：工事写真：1 / 2（〇〇工、△△工、◇◇工）
- ⑦ 使用ソフト：〇〇管理ソフト（Ver.1.20）
- ⑧ ウイルスチェックに関する情報

電子媒体への記載例（工事記録写真以外、ケース用）

CORINS 登録番号：〇〇〇〇〇〇
 工事番号：〇〇第〇〇〇〇号
 工事件名：〇〇〇〇
 工期：〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
 発注者：東京都下水道局〇〇事務所
 受託者（受注者）：〇〇〇〇株式会社

電子媒体への記載例



- ・ CD-R 等には、直接印刷、ラベルを印刷したもの（シール）を貼付、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意すること。
- ・ シールによっては温湿度の変化で伸縮し、CD-R 等に損傷を与えることがあるので、伸縮性の低いシールを選択するように注意すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

電子媒体納品書

東京都下水道局長又は

東京都下水道局〇〇事務所長 殿

受託者(受注者)住所：

氏名：

法人の場合は名称及び代表者の氏名

下記のとおり「建築工事電子成果品作成要領」に基づく電子媒体を納品します。

文書番号 (契約番号)		TECRIS 登録番号 (CORINS 登録番号)	
委託(工事)件名			
契約金額			
契約年月日	年 月 日	履行期間	年 月 日～ 年 月 日
電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量
CD-R・DVD-R		枚	作成年月日 年 月 日
ウイルスチェックに対する事項			
ウイルス対策ソフト名			
ウイルス(パターンファイル)定義	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		

〇〇年〇〇月〇〇日

借 用 書

東京都下水道局長又は

東京都下水道局〇〇事務所長 殿

受託者(受注者)住所：

氏名：

法人の場合は名称及び代表者の氏名

下記委託（工事）において、使用する下水道台帳情報システムの出力データ（既設管関連データ）を借用します。

記

- 1 委託(工事)件名
- 2 契 約 番 号
- 3 契 約 年 月 日
- 4 誓 約 事 項

1) 借用した電子媒体は、厳重に保管し、破損、紛失等が生じないように管理すると共に第三者への転貸、複写及び複製、譲渡等のないように秘密の保持に十分注意します。

2) 借用した電子媒体は、本委託（工事）が完了しだい速やかに返還します。

付則－５ 工事現場の震災対策について

「土木工事標準仕様書」(東京都下水道局)の「付則－２ 施工計画書記載要領 ２ 記載事項(１６) 工事現場の震災対策」の具体的な記載内容は、以下の記載要領(記載例)による。

工事現場の震災対策

地震発生後は、現場点検結果を当該工事の所管事務所へ迅速に報告する必要があるが、交通機関、電話又はメールが使用できないことも想定される。こうした場合、下水道局の施設のうち、当該現場から一番近い、〇〇にあるソフトプラン電話を使用する。

なお、〇〇までの移動手段には△△(自転車・ミニバイク等)を使用する。

1 現場関係者の参集計画

参集する現場事務所名 : 〇〇〇〇〇工事事務所
 住 所 : 東京都〇〇〇区〇〇丁目〇番〇号
 電 話 番 号 : 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

震災時の職員の出勤手段と所要時間

役職名	氏名	公共交通機関運行、 一般道通行可能時		公共交通機関運休、 一般道通行止時	
		出勤手段	所要時間	出勤手段	所要時間
現場代理人	〇〇 〇〇		〇〇分		〇時間
監理技術者	〇〇 〇〇		〇〇分		〇時間
現場担当	〇〇 〇〇		〇〇分		〇時間
現場担当	〇〇 〇〇		〇〇分		〇時間
現場担当	〇〇 〇〇		〇〇分		〇時間
現場担当	〇〇 〇〇		〇〇分		〇時間
事務担当	〇〇 〇〇		〇〇分		〇時間

公共交通機関運行、一般道通行可能時については、通常出勤に使用している交通機関等を記入
 (自動車、電車、バス等)

公共交通機関運休、一般道通行止時については、交通機関等が使用できないことを想定して記入
 (自転車、徒歩)

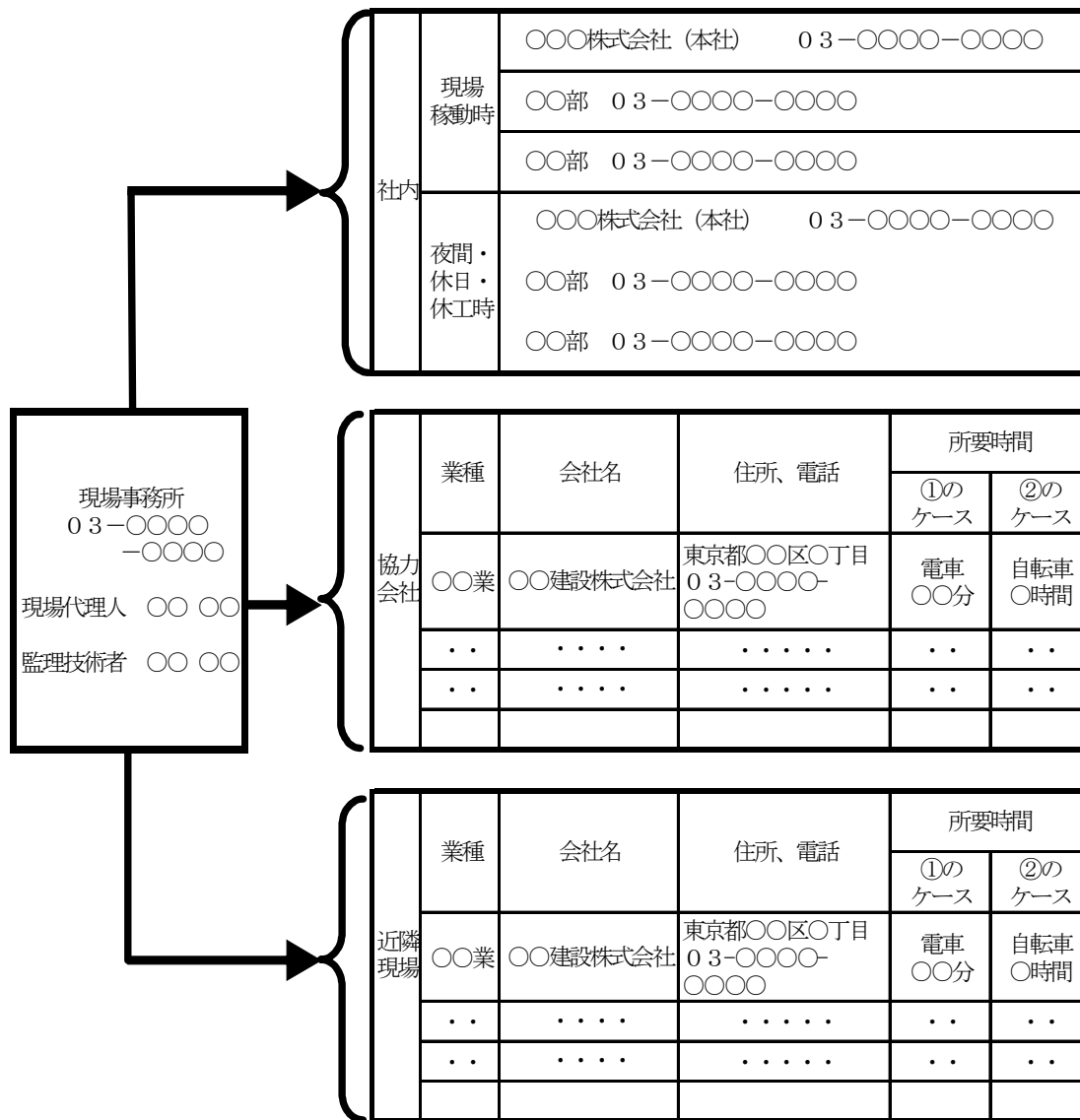
2 現場関係者の現場体制の確保と役割分担

震災発生時（震度6弱以上）及び警戒宣言発令時の現場関係者の役割分担

		現場稼働時		夜間・休日・休工時	
		現場にいる時	現場外にいる時	通勤途上	在宅時
職員	現場代理人・監理技術者等	<ul style="list-style-type: none"> 職員や作業員の所在を確認 現場内被害状況の把握と報告 <p>上記記載は例であり、必要な行動を記載する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現場に急行し、左記の行動を速やかに実施 現場に急行不能な場合は、携帯メールにて現場職員に指示を伝達 <p>上記記載は例であり、必要な行動を記載する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家族の安全確認後、速やかに現場に急行し、現場点検及び報告 <p>上記記載は例であり、必要な行動を記載する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自分及び家族の安否確認を行い、安否確認の連絡を実施 出社可能となり次第出社、現場に急行し、現場点検及び報告 <p>上記記載は例であり、必要な行動を記載する</p>
	各担当者	<ul style="list-style-type: none"> 現場代理人又は監理技術者等の指示により行動（対策活動等） <p>上記記載は例であり、必要な行動を記載する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として現場に急行 急行不能な場合は携帯メールにて現場代理人又は監理技術者等に連絡 <p>上記記載は例であり、必要な行動を記載する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅し安否連絡を現場代理人又は監理技術者等を実施 出社可能となり次第出社、現場代理人又は監理技術者等に連絡 <p>上記記載は例であり、必要な行動を記載する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自分及び家族の安否確認を行い、安否確認の連絡を実施 出社可能となり次第出社、現場代理人又は監理技術者等に連絡 <p>上記記載は例であり、必要な行動を記載する</p>

震災発生時（震度5強以下）についても、上記表を参考に役割分担を記載する。

3 社内及び現場の連絡体制



表の①のケースとは、公共交通機関運行、一般道通行可能時（自動車、電車、バス等）
表の②のケースとは、公共交通機関運休、一般道通行止時（自転車、徒歩）

4 応急資機材の確保

資 機 材 品 目	数 量	
①土のう袋	〇〇	袋
②常温合材	〇〇	袋
③水中ポンプ（〇インチ）	〇	台
④懐中電灯（避難用）	〇	台
⑤拡声器（誘導用）	〇	台
⑥担架	〇	台
.		
.		
.		
.		
上記は例であり、現場に設置するものを記入		

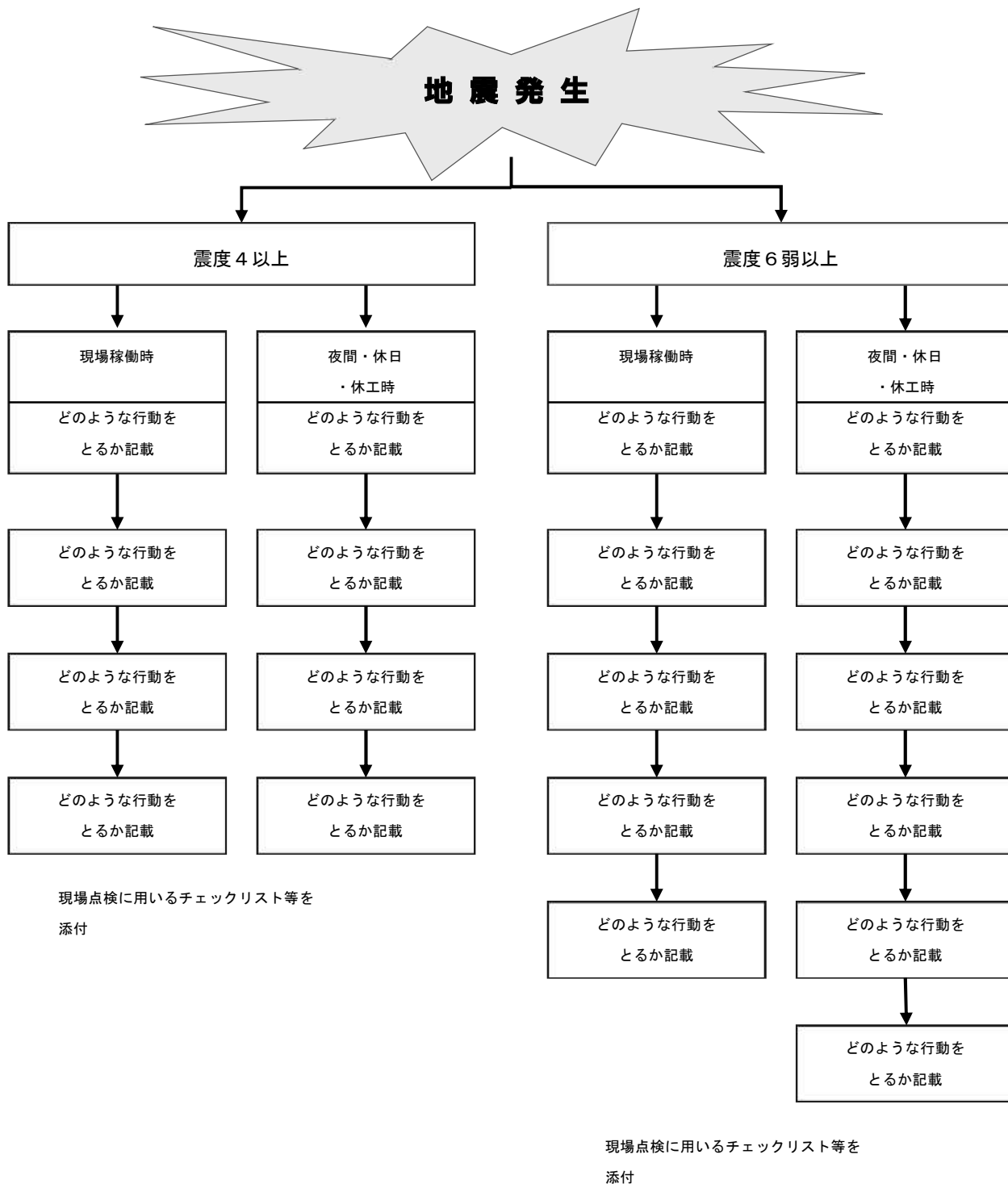
当該施工現場と上記の保管場所の位置が判る案内図及び応急資機材の配置図を添付するとともに、現場から保管場所への所要時間を表記する。

5 現場の具体的な震災対策

(1) 地震時における現場初動体制フロー

地震が発生した際の連絡方法、被害状況・安否確認等、受注者が定める具体的な現場の初動体制を時系列順に記載する。

また、現場稼働時及び夜間・休日・休工時において行動内容が異なる場合についても、時系列順に記載する。



(2) 現場稼働時の避難場所

区 分	施 設 名
一時避難場所	〇〇児童公園
避難所	〇〇〇小学校
避難場所	〇〇公園一帯

作成に当たっては、当該施工現場の地域防災計画等を調査し、その情報と整合させる。

また、当該施工現場と上記の避難場所の位置が分かる案内図を添付するとともに、現場から避難場所等への所要時間についても表記する。